



7月号
Vol.7
MAR 2001

山梨自治風

特集 分権を支える財源を考える

まち自慢

市町村長会議講演

市町村リレーまちづくり 夢づくり

苦言 提言

珍・聞・感・分??

自治Q&A



まち自慢

西八代郡三珠町

三珠町歌舞伎文化公園

—市川團十郎発祥の地—

歌舞伎文化公園は、三珠町が江戸歌舞伎の最高峰市川團十郎発祥の地であることを記念して開園しました。

公園は甲府盆地を一望できる高台にあり、町の新しい名所として親しまれています。

初代團十郎の曾祖父堀越十郎は一条信龍に仕え、北条氏と/or合戦で武功を立て、この地に領地を拝領したと伝えられています。

園内の文化資料館には歌舞伎に関する資料、歴代團十郎の紹介、十一代團十郎による「助六由縁江戸桜」の舞台の再現などが展示されています。

また、ふるさと会館では、町内での遺跡、古墳から出土した土器や鏡をはじめ、さまざまな歴史資料を展示しています。最上階は展望台となっており、正面に八ヶ岳を配し、甲府盆地を望することができます。



園内にはぼたんの花壇があり、四月中旬から五月にかけて色とりどりのぼたんが咲きそろい、訪れる人々が目を楽しませています。



ふるさと会館

TEL.055-272-5500
FAX.055-272-5510

文化資料館

TEL.055-272-6200

■開館時間／午前9時～午後5時
受付時間は4時まで

■休館日／月曜日・祝日の翌日

■入場料／大人500円(400円)
子供250円(200円)

※文化資料館は別途料金100円となります。
カッコ内は20名以上の団体料金

〒409-3612 山梨県西八代郡三珠町上野3158番地

7

月号

Vol.7

MARCH 2001



富士吉田市「吉田の火祭り」

8月26日、27日に行われる「吉田の火祭り」は、日本三奇祭の一つに数えられ、北口本宮富士浅間神社と境内社諏訪神社の秋祭りであるとともに、富士山のお山じまいの祭りです。
(富士吉田市企画部秘書課広報係提供)

1

まち自慢 三珠町「歌舞伎文化公園」

表2

市町村長会議講演 「21世紀のまちづくり」

自治総合センター理事長 松本 英昭

2

まちづくり 夢づくり「富士吉田市」

12

特集 分権を支える財源を考える

特集1 決算統計から~県内市町村の歳入の現状

16

特集2 法定外税の検討について

19

特集3 全国初の「遊漁税」の創設について

24

珍・聞・感・分??

日本語の不思議 モンゴル留学生 プレボオチル・アノジン

29

合併コーナー

市町村合併の推進のための支援体制について

30

がんばっていまーす!!

32

苦言提言 住民参加か、行政参加なのか

まちづくり時習塾事務局長 名執 真理子

34

自治Q&A

35

市町村イベントごよみ

38

市町村振興協会たより

40

はつらつ!! 市町村職員 保坂 太一さん(櫛形町)・編集後記

表3

時代の人



小川 勝明さん
(石和町立図書館長)

スコレー都市実現のために
石和町立図書館は、昭和六十二年七月
にオープンしましたが、国内初の著作権
を許諾されたビデオテープの貸出や図書
館資料検索システムなどの先進的な取り
組みで全国的にもその名を知られています。
また、公民館との連携により生涯学習シ
ステムを実現し、石和町の主要施策であ
る「スコレー都市石和」推進の核となっ
ています。

現在の蔵書数は約十三万点、また広域
図書館ネットワークには九町村が参加
しており、県のシステムとも連携して相互
の資料検索、貸借を実現しています。この
ネットワークは石和町の取り組みに県や
他の町村が呼応して始まったものです。

小川館長は、「ここでは静かなところ
という常識を覆すことから全てが始ま
っています。子供たちの元気な声はこの図
書館の命です。静かさを求める方はお蔭
に読書室を用意しております。今後は特
に映像情報の充実や高齢者の利用促進
に力を入れていきたい。また生涯学習の
拠点として、皆さんのが充実した余暇時
間過ごすお手伝いができる」と今後の
抱負をお話くださいました。

石和町立図書館は、昭和六十二年七月
にオープンしましたが、国内初の著作権
を許諾されたビデオテープの貸出や図書
館資料検索システムなどの先進的な取り
組みで全国的にもその名を知られています。
また、公民館との連携により生涯学習シ
ステムを実現し、石和町の主要施策であ
る「スコレー都市石和」推進の核となっ
ています。

現在の蔵書数は約十三万点、また広域
図書館ネットワークには九町村が参加
しており、県のシステムとも連携して相互
の資料検索、貸借を実現しています。この
ネットワークは石和町の取り組みに県や
他の町村が呼応して始まったものです。

小川館長は、「ここでは静かなところ
という常識を覆すことから全てが始ま
っています。子供たちの元気な声はこの図
書館の命です。静かさを求める方はお蔭
に読書室を用意しております。今後は特
に映像情報の充実や高齢者の利用促進
に力を入れていきたい。また生涯学習の
拠点として、皆さんのが充実した余暇時
間過ごすお手伝いができる」と今後の
抱負をお話くださいました。

「21世紀のまちづくり」

(財)自治総合センター理事長 松本 英昭

はじめに

ただいま大変ご懇意なご紹介を賜りました、松本でございます。今日お話し山梨県の市町村長の皆様方の会議にお招きをいただきまして、お話をさせていただく機会を与えたことを大変光栄に存じておるところでございます。山梨県の市町村長の皆様方が、各地域において日夜御苦労なさっております。また地域の発展に大変御貢献戴いておりますことに引きまして、心から敬意と御礼を申しあげます。

それでは、早速でございますけれど、レジュメに従つてお話に入りたいと思ひます。

最初に、市町村長さん方でございますので、本当に簡単なレジュメと、参考資料として「地方分権下におけるまちづくり」、これは、民間の方々とが有識者の方を中心にしてお話ししたものでございます。従いまして、自治のベテランの皆様方にとつては十分御案内のことわざだと思いますが、何かの参考にとらうとしたことは、それが、このレジュメの3の「地方分権とまちづくり」について、詳しく述べなさうとはこれを参考にしていただきたいというふうにお配りしておりますのでよろしくお願ひいたします。

21世紀における潮流

それではレジュメに従いまして、「二十一世紀における潮流」といふことからお話をさせていただきたいと思います。

本年から二十一世紀に入ったわけですが、同時に大きな変革でござりますが、同時に大きな変革と転換の時期を迎えているわけでございます。そして今日は、「二十世紀とは大変質的に異なった、いくつかの潮流が明らかになってきております。そういうものをざつと眺めてみます。それでもたくさんあり、皆様方も何回もお耳になさっていると思いますけれども、例えば「自立」、言葉を換えますと「自己決定と自己責任の原則の徹底」ということになります。それから「個性」だとか「創造」とか、あるいは「多様」だとか、別の系譜に属するものとしては「協

働」、それから「パートナーシップ」とか、最近では時々「ガバナンス」なんて言葉も使われます。まあこれらをいちいち定義している時間がかかりますので、言葉として御紹介しておきます。それから「共生」という言葉もよく使われますし、「循環」、「サステイナブル（持続可能性）」というのもあります。それから、比較的以前から使われているのに、「グローバル」だと「ボーダレス」、「オープン」、それに「テクノロジー」、の中には「IT革命もあればバイオテクノロジーもあればニューマテリアル（新素材）といわれるものもあります。「バーチャル」とか。それから社会事情としては「少子高齢化」だと、「人口減少」ということもよく聞かれます。



PROFILE

松本 英昭
(まつもと ひであき)

昭和17年京都府生まれ。
昭和39年東京大学法学部を卒業し、同年4月自治省に入省。

愛媛県総務部長、自治省行政課長、同大臣官房審議官、同大臣官房総務審議官、国土庁地域振興局長、自治省行政局長などを歴任し、自治事務次官として地方分権一括法の成立に貢献。平成11年8月退官し、現在、自治総合センター理事長。

主な著書として、「新地方自治制度詳解」、「21世紀の地方自治を語る」など

まだまだありますけれども、これが二十一世紀を迎えた今日の大きな流れとして、キーワードに使われたり、コンセプトとされるなどしているわけでござります。

皆様も何度もお聞きになつてゐる
と思ひますが、考えてみますと二十
世紀におけるまちづくり、ここで
言うまちづくりと申しますのは、自
のこの資料で言つてゐるまちづくり
という意味よりもっと広い意味でござ
ります。このときは都市計画関係
の方々が多かつたものですから限られた
概念として使っておりますが、
そういう地域空間の形成、地域空間を
整え、管理していく、そういうことを
意味にとどまらないで、およそ地域
の主体的な意思と活動によつてまつた
のあり方というものを企画立案し、
選択し、調整し、執行し、評価等を

する、こういうもののすべてを指しており、いつてみればこれは「地域づくり」という言葉と近いものとして御理解いただきたいと思います。こうしたまちづくり、地域づくりといふものにつきましても、申し上げましたような時代の潮流というものを踏まえ、またそれを活かしてまちづくりを考えいく必要がございますし、逆に言いますと、そういうことが二十一世紀の地域づくりやまちづくりを進めていく上での“鍵”となるのではないかと思うのでござります。従いまして、皆様方におかれましても大きな潮流を常に念頭に置いて、まちづくりを進めていかれる必要があるだろう、またそこに隘路があるだろうと思われますので、ブローゲンとして最初に掲げたわけでございます。

2 まちづくりの“閉塞状況”

ところが、目を転じて現下の状況を見てみると、まちづくりといわれるようなことについて閉塞状況があるというような声も出ているのございます。このまちづくりといふことについて今日的な意味での意義の高まりが、いつごろからできただろうか、つまり、いわゆる地盤主導、地域主体のまちづくりといふようなことを考えてみますと、そ

萌芽というのは、私は高度成長期の末期に出ました公害、環境問題、過疎・過密の進行に伴います問題、あるいは地域社会構造の変化、それから地域経済力の格差の拡大、人間彼此の問題、こうしたことが社会で題外化してきた当時、昭和四十年代の中頃からですけれど、「地域主義」の考え方というのがございました。この地域主義の考え方というのは、

ただ、そうは言いましても、現実の政治や行政の中で、果たしてそういう考え方方が定着して成果をみていくのかということになりますと、甚だ芳しくないというのが一般的な評価ではないでしょうか。少し点数が辛いかも知れませんけれども、私もそう思いますし、最近、まちづくりにも閉塞状況ではないかというような声も時々聞きます。

これが政治的なスローガンに転換した「地方の時代」というのは、皆様方何遍もお聞きになつた言葉であると思います。そういうことから五十年代に、御承知のように、三全線における定住圈構想、それから大平内閣の田園都市構想というのがあって、その中に地域主導の考え方の一端が現れてきております。その後、御承知のように、竹下内閣における「ふるさと創り」の考え方を通じまして、現実の施策の面にも多様に反映してきたということが言えますし、何よりも皆様方のように地方の政治・行政に携わっておられる方々の中に地域主導の地域づくり、地域主体の地域づくりという意識が非常に高まってきた、それがもう常識になつてゐる、というような状況にあると思うわけでございます。

やはりそれだけの理由があるわけであります。何よりも一番最初に指摘しておかなければならることは、地域にとつては与件である、外部から与えられた諸条件ということなんですが、そういう地域にとつては与件とも言えますような、産業、経済、金融等、そういう面での非常に激しい変動が起こっている、また、国土構造も大きく変化しております。経済のグローバル化の進展、激的な少子高齢化、そういう地域をめぐる環境及びその変化になかなか地域がついていけるような状況ではない。むしろ相対的に申しましたら、地域がそういう動向から遅れを取つていい、そういうことがありますと思ひます。よく「大体スタートからハンドレイを背負つているのに一緒に走れといつても無理ではないか」と言われる人がありますのも、こういうことを指しておっしゃっているのだと思うのです。それが今の閉塞状況をもたらしている基本的な要因だろうと思ひます。

それから二つ目は、これは譬え話の方がよくわかりますので申し上げますと、これまでの状況は、料理を作る意欲のある人がいて、自分で料理を作ろうと思いましても、非常に意気込んでいるのだけれど、食材はこれを使わなければいけない、調理の道具はこれとこれしか使つてはいけない、調理の仕方はこういう手順でなければならない、あるいは使える調味料はこれだけにしろ、食器

はこんなものでなければならない、
食べる作法はこうすべきだなど、いろいろと各面から規制されている。
そしてまたそこで一舉一動についていろいろ指図をされる。こういう状況では料理人はいい料理を作ろうとしても意欲をなくするのは当然でありますし、いい料理もできない。そういう状況が今まであつたと思いま

これは何を言おうとしているのかといいますと、今までまちづくり、地域づくりに対する制度や体系及びその内容について、あまりにも多くの、個々別々の制度等がたくさんもつて乱立している。そしてその制約や規制が大変厳しくて、そうした中で皆様方が地域主導のまちづくりをしようといつてもなかなかできない、成果を上げにくい状況になつていて、そういうことが言えるのではないかと思うわけでございます。これが二つの要因であろうと思います。

それから二つ目は、まちづくり、地域づくりにおける経営的視点の欠如ということが挙げられると思います。ここでいう経営的視点というのとは、単純にお金の損得を勘定する意味ではなくて、一つは財源の重点的配分という視点であります。もう一つは、コストパフォーマンスという感覚の問題であります。皆様方がもう一番よく経験しておられると思うのですが、財源の重点的配分というところでは誰でも分かっているのだけれども、実際には利害関係者、

あるいは役所の組織機構の中で、結局、形式的バランスが問題とされることになってしまふ。予算も総花的になる、施策も総花的になる。こういうことであつて、いろんな施策が総花的に展開されるけれども、どうつかずで結局成果が上がらない。こういうことじやないかと思うのです。従つて、今後の考え方として、今日財政が一層厳しくなっていく中においては、さらには財源の重点的な配分というのが、非常に重要な話であります。従つて、それを行えるか行えないか、そこが非常に重要なボイントだと思います。それからコストパフォーマンスの感覚につきましては、言つてみれば将来の発展可能性となる源泉は、その地方公共団体の資産、地域の資産になるのですから、そういう資産を確実に見分ける目というのが必要であります。従いまして、まずは将来の発展可能性といふものを見分ける目を持ち、そのためには最小経費で最大効果をあげていく、そういうコストパフォーマンスの視点、これが非常に重要だけれども、えてして今までそういう視点に立ち難かつたということが言えると思います。

い、他の地域の人たちも含めまして、
“スキル”を地域に呼び込むという
ことが非常に重要であります。それ
からもう一つは役所の人才確保とい
う面があるわけですが、現在の公務
員制度というのは全く硬直的で、こ
れではとても役所にいい人材を弾力
的に確保できる仕組みになつていな
い。さしつけ任期付の任用職員の制
度をともかく早く導入するべきだと、
ここ数年来言つてきたわけですが、
国家公務員は昨秋制度化したのです
が地方公務員は未だに研究職しか対
象になつていない。これは早く制度
化して有用な人間を弾力的に採用で
きるような仕組みを作らないと遅れ
てしまう、ということをよく言つて
いるのですが、今のところはそういう
状況であります。

3 地方分権とまちづくり

団体とも事業を手控えておられます。かつての「ふるさと一億円」時代のあの熱気はどこへ行つたのか、なかなか財政の面で心許なくてできないというような声をよく聞くのです。従つて、こうすることも今のまちづくりの閉塞状況を招来している大きな要因の一つであろうと思つております。

このようなことを考えてみると、これらの隘路を開いていかなければならぬ、二十一世紀の潮流を踏まえた多くの条件の整備と対応が必要になつてきていると思うわけです。以下におきましては、本当に数点だけをかいづまんで申し上げることとなつてしまいますが、(例えば福祉の問題はレジュメにも取り上げておりません)時間の関係もござりますので、この3以下のそれぞれについてだけお話をさせていただきたいと思います。

部分が全体にもかかわっていると考
えていただいているのではないかと
思います。

そこで地方分権とまちづくりとい
うことですかけれども、一体「地方分
権」って何だ、と言われたときに、
最も簡単な言葉と「自立」、地
域の自立ということになります。地
域の自立とはどういうことかと言
いますと、要するに地域のことは地域
で決定をして地域で責任をとつてい
くと、こういうことが徹底されてい
くということになります。この地域
の自立ということは、地方自治の本
旨の実現ということ実は表裏の関
係になっており、地方自治の本旨、
即ち地域の政治・行政は住民の意思
による決定と責任で運営されていく
べきだ、こういうことを通じてお
まして、結局地域の自立ということ
は、住民の政治・行政上の自立とい
うことと表裏の関係にあるわけです。
こういう地方分権についての我が国
における沿革とか、近年そういう
ことが大きな政策課題となつて参り
ましたことにつきましては、この講
演録の3ページ以下に細かく書いて
おりますので、参照していただけた
らと思います。

そういうことでございますが、御
承知のように地方分権推進一括法が
一昨年七月に成立いたしまして、昨
年四月から施行されております。こ
こで二、三皆様方にも留意してお
いていただきたい、理解していただき
たいと思っていることがございます

ので申し上げます。

今回の地方分権改革というのは、
決して地方分権一括法で済んだとい
うものではありません。地方分権改
革というものは、その経緯の中から読
みとれますように、少なくともこの
十数年前からの経緯があつて、そし
て今般のような改革が行われました
が、さらに今後、この改革を続けて
いかなければならぬものでござい
ます。端的に申しますと、財源の
問題というものが典型であります。そ
ういうことであり、地方分権一括法
をはじめとする制度等の改革が行わ
れて、それは誠に大きな改革として
それなりの評価が必要でござります
が、それで全部済んだのだというこ
とではないということをごぞいます。
それから今回の地方分権改革はどう
いう性格のものとして位置づけら
れてきたかとということでございま
すが、これは、地方分権推進委員会の
中間報告や勧告等に出でておりますよ
うに、今回の地方分権改革というの
は「明治維新、戦後改革に続く第三
の改革」であると言い、「この改革
は我が国の政治、行政の基本構造を
その大もとから変革しようとするも
のである」とされ、「これまでの我
が国の政治、行政、経済、社会のシ
ステムの大きな転換を図るためにも
と、ここまで地方分権推進委員会で
は言っているわけです。こういう性
格なり意義をもつて今回の分権改革
は推進されているということを、十

分認識し、理解をしていただきたい、
こういうことでござります。

それから三番目の問題は、それで
は今回の地方分権改革の視点、具体
的指向性というのはどういうことか
ということです。これは言いだすと
長くなりますので、端的に数点だけ
を申し上げておきます。

まず第一に、国と地方公共団体と
の役割の分担を明確にし、地域のこ
とは原則として地方公共団体が処理
するという原則の確立です。第二に、
今般の一連の制度等の改革の中で最
も制度の大きな変革が実現したこと



であります。が、地方公共団体と国と
の関係についてどういう方向性が示
されたかということです。一つは、
上下・主従の関係から対等・協力の
関係にする。二つ目は役割と責任の
分担を、曖昧なものから明確なもの
にする。三つ目は、「パワーベース」
から「ルールベース」にする。パワ
ーベース、即ち国の権威や権力的な
介入で全てが決まっていくことから、
ルールに従っていくものにする。四
つ目は、非公開・不透明なものから
公開・透明なものにしていく。この
四つが挙げられます。

第三には、地方公共団
体が自主性・自立性を発
揮するための機能と財源
とマンパワー、よくいう
「三・ゲン」です。「權
限」・「財源」・「人間」
とよく言います。これら
について充実強化をする
ということです。

第四には、地方公共団
体側における行政体制、
自己決定と自己責任の徹
底が可能となるような体
制を作ることです。その
ための行財政の改革を進
める、公正と透明性の向
上を図る、住民自治の進
展等を図る、特に基礎的
地方公共団体である市町
村の基盤の確立強化を図
っていく、こういう視点
であります。

ざつと申し上げまして、これだけで大体今回の地方分権改革は何を狙っているかは御理解いただける、大まかにつかんでいただけると思います。ただ、その中で、第一の役割分担については、地方自治法に原則が規定され、第二の国と地方公共団体との関係は、確かに今般の制度改革の中では制度的にはかなり整備されており、よく言われておりますように大幅な転換が行われたと言えます。しかし、第三と第四の問題は、ほとんど残っております。第三の問題の中で財源の問題が今議論されていますが、これもこののような状況でござりますので、直ちに制度改革に取り組めるような結論が出るという状況にもなかなかならない。第四の問題の中には皆様方にも大変御苦労を賜り、また御理解も賜りつつあります市町村合併の問題が、今大きく取り上げられています。そういうふうに考えていただきますと、今回の地方分権改革というものが、ある程度の期間をかけて進められる改革であるということを御理解いただけると思います。

こういうことの中で、この地方分権改革をまちづくりという視点から見たときに、これがどういう関係になつてくるかということに触れていただきたいと思います。そもそもまちづくりというのは、自分たちのまちは自分たちで作るのだ、という思想が最もびつたりと合ふわけで、地方分権が最も必要とす

る分野であります。特に多くの場合、国はまちづくりについて責任を負うことはできないわけです。どことこ

のまちをどうするということを国が責任を負うこととはできないわけです。ですから結局まちのあり方というの

は、まちの当局者や住民が責任を負うものであります。先ほども申し上げたように、自己責任を負う者が自己決定できないういう論理はないのであります。当然に自己責任を負う者が自己決定をしていく、

これが地方分権の考え方そのものなのであります。従って、地方分権によって自己決定と自己責任の原則が徹底できるような体制をつくることが、まちづくりにとって欠かせないことなのです。

一番目は、まちづくりのイメージといふものは、現にそこに生活して、そこで活動している者が描く地域像といふものが、当然、最もふさわしいのがあります。そして、地方分権があつたのか、またこれから何が可能になるのか、ということです。このことにつきましては、一つは機関委任事務制度が廃止されたといふことの効果です。どういうことなのかと申しますと、最も端的に言いますと、先ほどの料理の話に譬えるとよくわかるのですが、今まで多く他の材料を与えて、それらを使って料理しろといわれていたわけです。自分の材料を使って、自分で料理することが出来るようになつた。もう一つは、側においてあれこれと自由に口出しされていたのが機関委任事務制度の廃止の大

ますから、それもまちづくりと繋がります。

第四番目には、最初に述べましたが、「協働」とか「パートナーシップ」とか「ガバナンス」ということは、「二十一世紀の潮流」であります。あとからこのことは申し上げます。まちづくりは、これらのことが具現化されるべき分野の典型であります。あとからこのことは申し上げますのでここでは触れませんが、地方分権によつて、地方自治体が心おきなく住民の方に顔を向けられる、即ち逆を言うと、国の方に顔を向けることばかり考えないで住民の方に顔を向ける、そういう体制は地方分権でないとできないのです。

次に、こういうことを考えて、地方分権とまちづくりにつきまして、地方分権改革によって何が可能になつたのか、またこれから何が可能になるのか、ということです。このことにつきましては、一つは機関委任事務制度が廃止されたといふことにつきましては、一つは範囲が格段に広がっています。そういうことで相互に競争関係となつて、国の方のメニューによつた方がいいか、自分の方の条例で自主的に対応した方がいいか、自由に選択できる範囲が格段に広がっています。そういうことであります。

それからもちろん国等の関与の緩和があります。また、条例による事務処理の特例という制度を創設しましたから、市町村のレベルに都道府県の事務も条例によつて配分をし、市町村で総合的にまちづくり、地域づくりを推進する、こういうことができるようになりました。

形成手続の改革とか、将来実現すれば、財源の確保と彈力性の向上もござります。

最後は市町村合併による効果といふことがあります。市町村合併につ

効果であります。

それから第二番目に言つておかなくてはならないのは、まちづくりにおいて「法定メニュー主義」と「自主条例主義」の並立・併存の関係が一般的に認められる幅が広まつたことです。要するに今までの考え方とすれば、國が制度を作つた枠組み、

メニューワークの中でしか選択してはいけないというものが原則とも言えたわけです。これに対して今回の分権で、メニューワークの中で外しましたか

ないというものが原則とも言えたわけ

です。これに対しても、この分権で、

そういう範をほとんど外しましたか

とです。國の法令にあるもののメニューワーク

から採つてくる場合と、自分たちの

自主条例でそれぞれ施策を講じてい

く場合とが並立・併存する。そういう

ことで相互に競争関係となつて、

国の方のメニューによつた方がいい

か、自分の方の条例で自主的に対応

した方がいいか、自由に選択できる

範囲が格段に広がっています。そういう

ことであります。

それからまちづくりに対する合意

が機関委任事務制度の廃止の大

きましては、現に皆様方も大変心を碎いていただいていると伺っております。日本で市町村合併が一斉に行われたのは、過去には御承知のように二度あるわけです。一度目は明治憲法等の制定もありましたが、明治の市制町村制の施行に際しまして、町村の大合併が行われた。二度目はご承知のように昭和の大合併であります。これらの合併はよく考えてみると、国全体の新しい制度が確立されるとか、国家として非常に大きな変革がある、そういう方向が定まつていたとか、あるいは先行していくことになるから市町村合併が求められるという状況の中での大合併でございます。ところが今回はそうではないのです。将来このままではこういったところになるから市町村合併が求められます。ところが今回は必ずしもよくわからない結局、そこのところの難しさが今回の市町村合併にはあります。

うですし、介護保険、環境保全の問題などもそうです。国際問題であるグローバル・スタンダードの調整というような問題もそうです。その他にも多くの市町村の行政の分野を通じまして、非常に高度なレベル、多様な対応が求められる、専門的な知識や技能を必要とする、こういうことになってきているわけです。果たして、一般的に言つて、市町村が現在のままでこれらに対応していくのだろうかと、こういうことを考えますと、やはり財源の重点的配分とか人材の確保とか、それから大変通俗的に申し上げれば“懐の深さ、広さ”というようなこと、これらのことを考えてみますと、やはりこれは今の市町村はもう一度全般的に見直していくかなければならぬと思うのです。

交通基盤の整備、情報化の推進などといったことから考えまして、明らかに昭和の大合併後、状況が大きく変わってきております。結局そこで何が起こっているかといいますと、人々の生活領域、企業の活動の領域、そこに存在する団体等の活動、住民活動、そういうものの活動する領域と、基礎的な地方公共団体の単位があまりにも離れてしまっています。これはもつとも單純な言い方をすれば、企業の人がよく言われるのですが、一つの仕事をするのに市町村の役場を三つも四つも回らなければならぬのはどうにかならないのか、というようなことです。それから市町村行政の立場にとりましても、対象としている人たちの活動領域、団体の活動領域等と、市町村の区域が違うというのは不便なことが少なくないし、行政の実も上がらない。例えば、よく言われるのは農協合併をして農協の方が広くなっているのに市町村の方が小さくて困る、そういうことがあるわけです。

なつてくるわけです。これは現実の話として、皆様もご承知かと思いますが、世界でパリのファッショントンは、広域的な地域を基盤として、そこで生産される資材、そこにある技術、その他諸々のものを集めて、ミラノのファッショントンというものが確立されているといわれています。これは地域経営戦略というものを立てるときに、一つの意志決定のもとにおいて、ある程度の広い範囲の地域を基盤としなければ成功しないという一つの例であります。我が国にもそういう例は少なくありません。ですからそういうことを考えても、市町村合併を推進する時期に来ていると思います。

て大きな借入金を残したままで、将来の子孫にこれを渡すわけにはいかない。従つて、何とかこれを改革していくには、どうしても国・地方を通じてお金の七割から八割を使つて、いる地方公共団体の場においても、行政改革に資するようなことをしていかなければならないわけです。

今、国の方で経済財政諮問会議で全般的な論議が進められていますが、最近は交付税に対する風当たりが大変厳しいようです。今までのようない交付税の考え方を変えていかなければならないかもしれません。そういう状況の中で、少しでも国・地方を通じて、財政再建、財政構造改革に資するためには、市町村合併というのも避けて通れないことと考えられてきています。

以上のようなことから、私はどうしても市町村合併ということが必要だと確信しています。このような市町村合併の必要性は、全国一律ではなく、それぞれ、農山村とか大都市地域とか、事情は変わってきますから、そのことは念頭に置いておかなければなりませんが、いずれにしろ全国的に、一般的に、市町村の合併というのは必要であると考えております。

市町村の合併の推進については、合併特例法を数次にわたって改正いたしまして、市町村合併の推進に向けて制度等の整備をしました。例えば住民発議制度とか、議会の議員定数や任期の特例とか、地域審議会制度を作ったわけだと思います。このよ

度とか、地方財政措置の充実、これには合併特例債の制度とか合併算定替の特例制度等がございます。それから予算上の措置として合併市町村補助金等を確保しています。また、都道府県単位の合併バターンの作成をお願いしました。

こうした具体的な措置のなかで、二、三点だけ特に耳に入れておいていただきたいのは、一つは今回の支援措置というの、大変手厚いと

いうことです。ある意味では、昭和の合併の時よりも手厚いと思つているのです。それからこの合併のバターン、お陰様で全都道府県お作りいたしました、つい二、三日前新聞に出でおりましたが、最も市町村数の減少が少ないケースでも、合併後の市町村が千百四十、これは二千八十八減らすことになりますから、もとの市町村数の三分の一強ということがあります。最も市町村数の減少の大きいもので六百二十二、これは二千六百六減ということになり二割以下になるということです。

それから、市町村合併の推進に向けて、総務省は、去る十九日に「市町村合併の推進についての要綱」踏まえた今後の取り組み」という指針を作成いたしましたし、政府全体として取り組むことで、三月二十七日以内閣に市町村合併支援本部を設置いたしました。それから民間で、三月三十日に「二十一世紀の市町村合併を考える国民協議会」というものを作ったわけだと思います。このよ

うに市町村合併に向けての気運は、最近頗る高まっているということです。

自分のまちは自分の手で作る、そ

がこれが当然ではなかつたわけです。

というのは、まちづくりのツールと

して非常に大きな地位を占めておりま

す「都市計画」、これは、国家高

権といわれてきて、国が都市計画の決定権を持つというの、が、長い間の

制度だったわけです。それに対して

昭和四十三年でしたか、都市計画法

を改正して、自治体管理型の都市計

画にしたと言われておりますけれど

も、まだ大変に強い国家高権的感覚

が残されてきたのです。これを地方

に市町村合併に向けての気運は、最近頗る高まっているということです。

まだお話ししたいことがござりますが、時間もありませんのでこの程度にしておきます。

4 協働のまちづくり

講されているわけで、昨年改正され、今年五月中に施行になると思います

が、改正後の都市計画法においても住民参加手続等についての規定をお

いております。これは都市計画にお

いて、住民参加のまちづくりとい

うことを意識して、これからまちづくりの役割を、行政側から住民側に

シフトさせるという動きであろうか

と思います。そういう意味では、住民参加というよりは「住民との協働

のまちづくり」と言つた方が、私は適切であると思つてゐるわけです。

しかし、「住民との協働のまちづくり」と言いましたとき、どういう

ことが考えられるかというと、多く

の人は、せいぜい、住民の参加機会

の増大、アンケート調査、審議会等の設置、公聴会等の実施というよ

なことでどめられているのではないか

と思います。そこから更に、本

まだお話ししたいことがござりますが、時間もありませんのでこの程度にしておきます。

そういうふうにステージをは引き上げていかなくてはならないし、現に全国でそういうことを先駆的にやっておられる所がみられます。そういう人たちの先駆的な事例とか、

そういうところで専門的にはダメなところが、それでいる有識者の意見などを、いろいろ聞いたり読んだりしておりますと、その中に留意しておいていただきたい方がいいというようなことが二、三點ござります。

「ちづくり」というのは、まず企画立案の段階から住民と協働で作業しないかなければならない。よくあるのは原案を提出して意見を述べてもらい、「それから原案を見直す」という手法が取られることが多いのですが、それでは本当の「住民と協働のまちづくり」ということにはならないのです。最初の企画立案、計画段階から、早い時期から住民を参加させる、というか住民と協働あたっていく。そのためにはコミュニティーレベルのまちづくりモデルの積み上げとか、ワークショップ(これはもともと工場とか仕事場という意味なんですが、演劇用語で専門家と非専門家が一緒に演ずる場を作ること)を意味しています。まちづくりの専門家と非専門家が一緒に議論をして討論をする場、そういうものを作っていく、そういうことを通じて原案をつくっていく、こういうことが重要になってきております。

る人」が、自分の作った食材を持ち寄ることとか、自分の経験によって得た知識を進んで提供するとか、食器選びや配膳に係わることとか、「作る人」と「食べる人」が一緒に食卓を囲んで賞味をし、評価をするというようなことです。つまり、それが自律性を維持しつつ、まちづくりについての役割を担い、全体としてまとまつたものを作り上げていく、そういうことが「協働のまちづくり」だということです。決して「食べる人」が厨房に入り込んで、「作る人」を追い払ってそこでの厨房を使う権利を確立するといったようなことは、「住民と協働のまちづくり」ということではないのです。あくまで「作

次に、「『組み合わせ』と『こだわり』によるまちづくり」、これは「地域おこし」における「組み合わせ」だと「こだわり」ということを言つてゐるのです。簡単に申し上げますと、まちづくりの表彰を受けた例などを見ますと、「組み合わせ」の集大成で非常にうまく地域づくりやまちづくりをしてる例があります。この間某新聞で表彰しました「杉と白壁のまちづくり」などがそうです。先ほど申しましてミラノのアーヴィングの例もそういうことになります。

5 “組み合わせ”と“こだわり”

「金うしていかなければならぬのであります。それからもう一つの面は、「住民と協働のまちづくり」というのは一過性のものであつてはならない、「まちづくり」は同時に「まち育て」でもあると、これはある有識者が言つておられますか、そういうことなのです。

最後にコミュニティ・ビジネスといふことにも触れておきます。これはときどきマスコミにも登場しておりますが、どういうことかといいますと、一定の地域の中で自立循環するビジネス、即ち地域のニーズと地域のシーズ、(シーズというのは供

ズとシーザーをマッチングさせる。例えは、ある地方公共団体の例は、コミュニティーネットワークで、ホームページを使いまして、お母さんたちがそれぞれ持っている技能を持ち寄って、技能を交換してお互いにコミュニティ・ビジネスを成立させている、そういう例が現にござります。こういったコミュニティ・ビジネスというものは、基本的には住民間の問題ですが、これを行政でいかにうまくまちづくりや地域づくりに取り込み、活かしていくか、こういったことも注目すべきことではないかと思ひます。

そういうことで地域おこしをするのが一つのタイプと思われます。それからあくまで歴史とか伝統とか、特色ある自然とか、そういう地域の個性にこだわっていく、例えばお神楽のような伝統的芸能、まつり等とか、特定の歴史的所産、また特色ある自然景観、そういうものを中心にしていくタイプのものがみられます。こういうような視点が、地域おこしの面で重要だということです。

6

特に—I T革命とまちづくり

それから「テクノロジーとまちづくり」の問題ですが、二十一世紀はこのテクノロジーが大変高度に、急速に、そして広範に広がっていく時代なわけです。このテクノロジーを使わない、関係しないまちづくりというのではなく、関係してしまったまちづくりを左右するものといえます。

I Tというのは、産業構造そのものを変革させるのは当然であります。が、そればかりでなく、地域構造とか、政治・行政体制とか、生活様式とか、人々の行動や嗜好、文化等まで、社会全般のあらゆる事象に及び、大変革をもたらす威力を内包しているものであります。さらにI Tといふものがもたらす大変革はI T革命と呼ばれて、産業革命と並び、時代の大変革をもたらすものだといわれているわけです。何故このような大きな変革が起こるのかということですが、I Tが持つコミュニケーションにおける大きな特色は、今までの「多対多」、「即時」、「広域」ということ、この四つの条件をすべて備えているわけです。今までのコミュニケーションはそれらをすべて備

えたものがなかつたわけです。もともと人間社会というものはコミュニケーションで成り立っているのですから、ここに質・量ともに従来に比肩するものがいるようなコミュニケーションの手段ができたわけです。だから、当然それが社会全般に大変革をもたらすということは十分に予想されだし、現にそういうことになっているわけです。

こういうことになつて参りますと、個人といふものも、今までプライベートな課題に埋没するというのが普通だったのですが、最近は個人がパソコンなどの課題からアライバーなどまで、社会全般のあらゆる事象に及び、情報を取り扱う、受け取る、さらにはそれを繰り返して発信する、そういうことになつてきます。これがさらに世界にまで訴えるように、現実にはなつてきています。一方でそうなりながら、インターネットを通じた情報、I Tを通じた情報といふものが勝つわけです。それに乗り遅れたら敗者になるわけです。これが最初の情報が大きな価値があるわけです。最初の情報は大きな価値がありますから、I Tを活用して最初の情報をいかにうまく掴んで、その成果を自分のものにするか。そういう人が勝つわけです。それに乗り遅れたら敗者になるわけです。これが命の特徴としまして、境界とか階層というものが消滅するということがよく言われます。それは距離とか位置の条件というもののハンディキャップというものは、まず考えなくていいといつたことがあります。それは距離とか位置の条件といつたものが、逆にそのことがそれ以外の諸条件の優位性が支配をしていく、こういうこともになるわけです。従って、個性とか創造といったものを全面に出して優位に立たないと、I T時代は生きていけないということになります。

それからI Tの場合は、個人の発言力が非常に強くなりますから、かえって合意形成が非常に難しくなつてくる。これはもう御経験だと思います。合意形成が大変難しい中で、情報のハンドリングをしたり、行政のいい決断をする、調整をする、こ

の役割というものが出てくるわけがあります。即ち、行政で、I T時代に何をしなければいけないのかといふときに、皆様方は当然あります。行政組織をI T革命に合うようにしていく、これは当然であります。住民サービスをよくするためにもI Tを利用しなければいけないし、あるいは優れた政治・行政の決断をする際に、I Tを利用して判断のための素材を調達し、情報を得ること、それからI Tを使って、組織の合理化・効率化、コストの削減をする、これらも当然であります。

ただ、地方公共団体に期待されるI T革命の時代の役割は、それで尽きるものではないのであり、地域そのものをI T革命に対応できるようにしていかなければならないという、重要な役割があるのです。即ちI Tの時代になつて参りますと、I T革命の特徴としまして、境界とか階層というものが消滅するということがよく言われます。それは距離とか位置の条件といつたもののハンディキャップといつたものは、まず考えなくていいといつたことがあります。それは距離とか位置の条件といつたものが、逆にそのことがそれ以外の諸条件の優位性が支配をしていく、こういうことになるわけです。従って、個性とか創造といったものを全面に出して優位に立たないと、I T時代は生きていけないということになります。

それからI Tの場合は、個人の発言力が非常に強くなりますから、か

えって合意形成が非常に難しくなつてくる。これはもう御経験だと思います。合意形成が大変難しい中で、情報のハンドリングをしたり、行政のいい決断をする、調整をする、この役割というものが出てくるわけがあります。即ち、行政で、I T時代に何をしなければいけないのかといふときに、皆様方は当然あります。行政組織をI T革命に合うようにしていく、これは当然であります。住民サービスをよくするためにもI Tを利用しなければいけないし、あるいは優れた政治・行政の決断をする際に、I Tを利用して判断のための素材を調達し、情報を得ること、それからI Tを使って、組織の合理化・効率化、コストの削減をする、これらも当然であります。

ただ、地方公共団体に期待されるI T革命の時代の役割は、それで尽きるものではないのであり、地域そのものをI T革命に対応できるようにしていかなければならないという、重要な役割があるのです。即ちI Tの時代になつて参りますと、I T革命の特徴としまして、境界とか階層というものが消滅するということがよく言われます。それは距離とか位置の条件といつたもののハンディキャップといつたものは、まず考えなくていいといつたことがあります。それは距離とか位置の条件といつたものが、逆にそのことがそれ以外の諸条件の優位性が支配をしていく、こういうことになるわけです。従って、個性とか創造といったものを全面に出して優位に立たないと、I T時代は生きていけないということになります。

それからI Tの場合は、個人の発言力が非常に強くなりますから、か

とを、行政の方である程度考えていかなければならない。そういう重要な役割もあるわけでございます。もつと具体的にいえば、雇用不安が起るとか、流通の即段階がなくなつてしまふとか、管理者で言えば中間管理職がいらなくなるとかいわれます。そういうときに敗者にどういう

セーフティネットを張るか、これは行政の立場として非常に難しいことですけれども、それもやはりIT革命下における行政の役割として期待されている。そういうものも、これからの中づくりの中に取り込んで行かなければならることなのだと思います。



7 まちづくりと財源

まちづくりと財源

最後に、「まちづくりの財源」でございます。先ほど申し上げたところ、今非常に地方財政の状況は厳しいわけですが、財政を改善する方途というものは、別にどこにお金の出る「打出の小槌」があるわけではありませんから、収入を増やすか支出を減らすか、これしかないわけです。収入を増やす場合は、我が国は非常に税源の偏在が大きいです。経済情勢等に大きく左右されるわけで、交付税に大幅に依存してきたわけですが、今のような財政状況の中で、交付税制度に対する風当たりが大変厳しくなっています。こういうことは今後収入面において念頭に置いておかねばならないことです。

それからもう一つは、法定外税の問題ですが、先日もこの山梨県の河口湖町、勝山村、足和田村で遊漁税の導入がありました。この法定外税は知恵の出しどころであります。私たち自治総合センターの方でも昨年からこの法定外税の研究会を設けておりまして、今年の中間あたりに検討結果を出す予定ですが、先日総務省から法定外税について検討する際の留意事項というのが示されました。こういうものを参考にして多くの地方公共団体でご検討をされてい

るようです。成果が期待されます。それから支出の方は先ほど申しましたように、重点的配分を徹底していかなければなりません。要するに有効な政策課題に絞っていく。企業の場合は常に企業戦略を立てて、そこに資金を集中して投下していく。人材を配置していく。そういうことが常識になっているわけですが、なかなか行政はそういう面で徹底しないところがあります。しかし、支出の面でも、これから十分に意を用いていただきたいと思います。

以上、とりとめのない話をしましてけれども、時間も過ぎましたのでお話を終わらせていただきたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

(この稿は、平成十三年四月二十日に、アビオ甲府において開催した平成十三年度市町村長会議における筆者の講演を、本誌に掲載するために再構成したものです。)

まちづくり 夢づくり

富士吉田市



日本一の富士山の麓から まちづくりの情報発信を はじめに

富士吉田市は、山梨県の東部、富士山の北面に位置し、海拔七百メートルから九百メートルに市街地が形成されている高原都市であります。地場産業として伝統のある織物産業を軸として、政治・経

済・文化・交通などあらゆる面で、富士北麓の中核都市としての役割を果たしております。

さて、富士吉田市は昨年、西暦二〇〇〇年の千年紀という歴史的な節目に、市制施行五〇周年を迎えた。「ひとが元気！ まちが元気！ 元気だふじよしだ！！」をテーマとし、さらに、「元気」「再発見」「発信／発進」をキーワードに事業計画を策定し、市民の皆様のご参加とご協力をいたしました。

昭和二十六年三月二十日、市制施行以来、富士山から有形無形の恩恵をいただきながら、順調に市民が伸展して來たことに感謝し、

環境宣言

このように、富士山は、本市の「まちの顔」であり、産業経済、歴史文化と密接に関係しており、日本の象徴、富士山を朝夕、身近に仰ぎながら生活している市民の皆様の富士山への思いは、日本一だと自負しております。

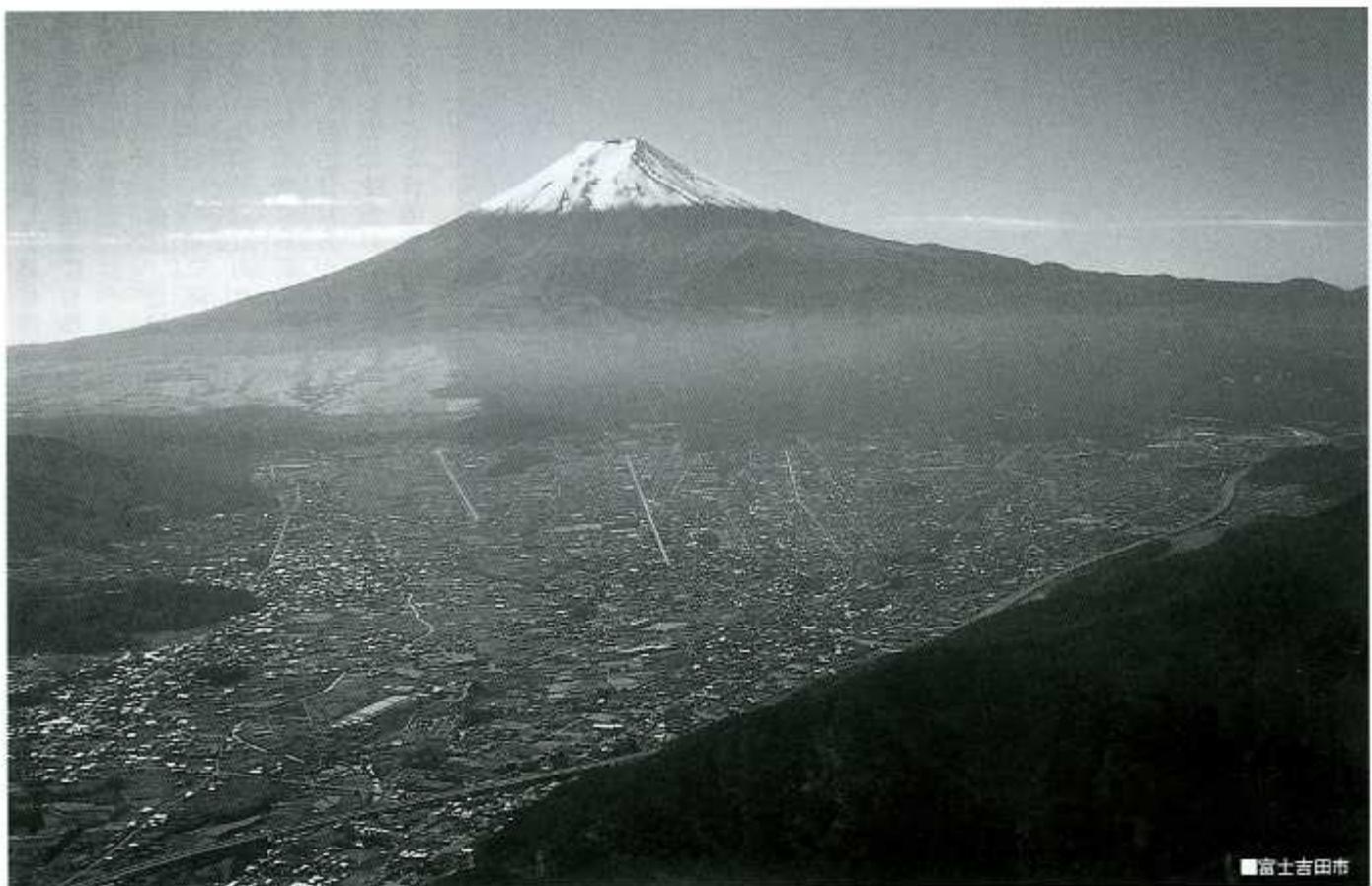
入れました。現在でも、富士登山シーズンには二十万人もの登山客が訪れ、日本一の山頂をめざし、日本一の感動をおみやげに帰つていただいております。

このように、富士山は、本市の「まちの顔」であり、産業経済、歴史文化と密接に関係しており、日本の象徴、富士山を朝夕、身近に仰ぎながら生活している市民の皆様の富士山への思いは、日本一だと自負しております。

富士山は日本人の多くが「心のふるさと」として思い描き、世界中に日本のシンボルとして知られています。このことから、富士山の自然遺産としての価値を守り、市民生活や様々な交流の場として、自然と共生する地域づくりに努め、かけがえのない富士山の自然を国民共有の財産として後世へ引き継ぐことは、麓に住む私たちの責務であるとも考えております。



昨日七月二十四日の市制五十周年の記念式典におきまして、自然と共生する生活環境の創造をめざし、環境保護のメッセージを発信しながら日本の象徴である富士山にふさわしい美しく豊かなまちづくりを進めて行くことを宣言したところであります。



■富士吉田市

主な環境施策の取組み

これまでに、全職員による市内清掃活動の実施、観光客のごみ持ち帰りを奨励するための「ごみ持ち帰りバッグ」のガソリンスタンプ等への配布、公用車へのハイブリッドカーの導入、原子力関係機関の臨界事故を契機とした「原子力発電を是としながらも、原子力発電所をこれ以上増やさないため」の原発所内使用電力量の削減キャンペーントイオキシン対策として小型の自家用焼却炉の一掃作戦や市販の簡易焼却炉の無料回収、富士山まるごと体感イベント「歩こう！富士山」など、各般の事業を実施し、それぞれ大きな成果を上げてまいりました。

また、地元では古くから「バス

新たな環境施策の実施

また、昨年六月には、「ごみの散乱のないさわやかなまちづくりの推進に関する条例」（ポイ捨て禁止条例）を制定し、十月から施行いたしました。この条例は、ごみの持ち帰りを徹底し、たばこの

投げ捨てを禁止するとともに、自販機設置業者の容器回収を義務づけ、従わない場合の罰則規定も取り入れた規定となっています。市民や来訪者の環境問題に関する意識啓蒙を図り、良好な生活環境

池」の愛称で親しまれている「明見湖」ですが、一昔前までは野鳥や魚類などの生き物の宝庫でした。ところが、周辺の宅地開発など環境の変化により多くの生き物が姿を消しました。

このような状況の中、「明見湖」の多様な生物の生息する環境を取り戻すと、地元自治会を中心となり「明見湖保全整備検討委員会」を設立。地元住民やボランティアの方々約百五十名により、手作りの親水公園の整備を行いました。これらの自主活動は、市民の皆様とのパートナーシップによるまちづくりと協働の場の実践をしていただいたものと感謝しております。

の確保を目的としており、本市の環境施策の基本理念にもなるものであります。

さらに、自治体は、地域において大量のエネルギーや資源を消費する大きな事業者であり、何らかの形で自然環境に負荷を与えております。自治体自らが率先して環境保護の基準を設け、実践する姿勢を示すことは地域の環境問題へ

の取組みにとつて大きな意義があると考え、本年度中に、環境マネジメントシステム、環境ISO14001の認証取得事業を進めております。この環境国際標準規格の取得により、環境負荷の軽減だけでなく、地域の自然環境保護活動を後押しすることができるものと確信しております。



■8月の上旬には見事な白い蓮の花が見られる明見湖(通称はす池)

新しい行政執行の基本理念



■市政50周年を記念して始まった「ダンスふじよし」。市内外を問わず多くの参加チームでございました

個性豊かで、活力に満ちた地域社会を実現するためには、行政全般を新たな視点から見つめ直すことが特に必要であると考えております。

行政はともすると、従前からの

慣例慣習をいたずらに踏襲することになります。ちな傾向があります。地方分権型社会の実現が求められている今日こそ、行政としての生産性、合理性、投資効果の追求を念頭に置き、着実な改善改革の積み重ねと勇気を持つた決断が、二十一世紀にふさわしい「市民の理想と提案で創る新都市富士吉田」を実現する唯一の道であると考えております。

さらに、従来の行政の枠にとらわれない柔軟で迅速な行政執行体制の確立を図ることにより、富士吉田市の新たな五十年の歴史づくりの力強い第一歩を踏み出す原動力となると考えております。

富士山の麓のまちから全国に向けて、環境保護への取組みを軸としたまちづくりの様々な情報発信ができるものと確信しております。

慣例慣習をいたずらに踏襲することになります。ちな傾向があります。地方分権型社会の実現が求められている今日こそ、行政としての生産性、合理性、投資効果の追求を念頭に置き、着実な改善改革の積み重ねと勇気を持つた決断が、二十一世紀にふさわしい「市民の理想と提案で創る新都市富士吉田」を実現する唯一の道であると考えております。

さらに、従来の行政の枠にとらわれない柔軟で迅速な行政執行体制の確立を図ることにより、富士吉田市の新たな五十年の歴史づくりの力強い第一歩を踏み出す原動力となると考えております。

山梨の自治區特集

分権を支える財源を考える

去る六月十四日、地方分権推進委員会は最終報告を行い、第一次分権改革の始動に向けての地方税財源の充実方策についての提言を行った。また、六月二十一日には、経済財政諮問会議は基本方針をまとめ、地方交付税や補助金の仕組みや国と地方の税配分の見直しについて答申を行ったところ。

また、県内においても多くの市町村議会において道路財源の確保や地方交付税制度に関する意見書が採択され、さらに、県議会答弁において知事は長期的・安定的に事務事業が遂行できる財源の確保について國に要望を行つていいくこととした。

このような財源問題に目が離せない状況の中、今回は、分権を支えていくための財源を考えていくため、本県の市町村の歳入の現況や法定外税の検討、また、全国初の法定外目的税となつた「遊漁税」について題材を求めた。

特集1●決算統計から 県内市町村の歳入の現状

市町村課 財政担当 春日 康

特集2●法定外税の検討について

市町村課 税政担当 鷹野勝己

特集3●全国初の「遊漁税」の創設について

河口湖町税務課 課税係 古屋立夫

決算統計から

（）県内市町村の歳入の現状

市町村課 財政担当 春日康

2 一般財源比率は高い 本当に財政の弾力性が高い？

1 歳入決算額の状況 高まる地方交付税割合

1

歳入決算額の状況

高まる地方交付税割合

平成十一年度の県内六十四市町村の歳入決算額は、四、一〇一億八、八〇〇万円で、前年度（三、九四九億九、四〇〇万円）と比べると一五一億九、四〇〇万円、三・八%増加している。

主な歳入科目については、地方税は一、一七七億四〇〇万円で、前年度（一、一九六億円）と比べ一・六%減少している。地方交付税は一、一七七億四〇〇万円で、前年度（一、一九〇〇万円）と比べ八・二%増加している。国庫支出金は三八

四億九、五〇〇万円で、前年度（三、一九億七、〇〇〇万円）と比べ二〇・四%増加している。地方債は三七四億六、八〇〇百万円で、前年度（三九五億八〇〇万円）と比べ五・二%減少している。

近年の傾向としては、収入が減少してきている。地方交付税割合も、年々

一般財源と特定財源の区分は、その使途の自由度を基準とした分類であり、一般財源とは市町村がどの経費にも充当することができ、特定財源とはその性質により充当する経費が特定されている収入である。

一般財源と特定財源を分類する意義は、第一に、財政運営上歳入に占める一般財源の割合によって市町村が独自に行いうる施策の余地の広さが決定されること、第二に、一般財源の多寡によって財政の弾力性、すなわち行政需要への対応力が判断できることにある。

市町村が自主的な判断の下にそれぞれの地域の実態に即応して施策を実施していくためには、一般

財源ができるだけ多く確保されることが望ましい。

本県六十四市町村合計の一般財源の額は、平成十一年度決算額でみると二、四七七億五、一〇〇万円であり、前年度（二、三九三億三、六〇〇万円）に比べ三・五%増加した。歳入合計に占める一般財源の割合は、六〇・四%であった。特に、地方税は一、一七七億四〇〇万円（一・六%減）、地方交付税は一、一〇二億五、三〇〇万円（八・二%増）で、この二つで一般財源の五十五%を占め、地方税、地方交付税がほぼ同額となっている。

全国の市町村においては、歳入総額に占める一般財源の割合は五

自主財源と依存財源の区分は、収入調達の拘束性を基準とした分類であり、自主財源とは、市町村が自らの権能に基づいて自主的に収入するものを指し、依存財源とは、国や県の意志決定に基づき収入されるものをいう。

自主財源の多寡は財政基盤の安定性と行政活動の自律性を確保しうるかどうかの尺度となるものであるので、自主財源の比率が高い程望ましい。

本県六十四市町村合計の自主財源の額は、一、八一七億三、八〇〇万円であり、前年度（一、八三六億九、〇〇〇万円）に比べ一・一%減少した。歳入合計に占める自主財源の割合は、四十四・三%

であつた。内訳は、地方税一一七七億四〇〇万円（一・六%減）で自主財源の六十五%を占めている。

全国の市町村においては歳入総額に占める自主財源の割合は五一・〇%であり、本県市町村は六・七ポイント低い。これは主に、地方税の割合が低いことによる（表1）。

また、県内市町村のそれぞれの市町村毎の自主財源の割合の分布を表3でみると、一〇から八〇%台まで広く分布しているが、三分の二の団体が四〇%未満であるとともに、本県の市町村が全国と比べ自主財源がかなり下回る団体であるといえる。このように自主

真の財政力は約四割強！
自主財源比率四十四・三%

十六・三%であり、本県市町村は四・一ポイント高くなっているが、表1にあるように、地方税と地方交付税の比率は、逆に、地方交付税の割合が高くなっている。

県内市町村の一般財源の状況を見ると、表2にあるように、三〇%台の二団体から七〇%台の七団体までに分布し、五〇%、六〇%台に市町村の七十五%が位置し、一般財源比率から見ると財政の彈力性が高い状況と数値的には示さ

(注) 一般財源、地方税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、「ル」(場利用税交付金)、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税とした。

また、その程度が全国の市町村と比較しても高いことから地方交付税への依存度は、全国と比べても高く、さらにここ数年、年々その依存度が高まつてきている。経済財政諮問会議で決定された基本方針に盛り込まれた、地方財政制度、地方交付税制度の改革論議は、その内容により本県市町村に非常に大きな影響が予想されるところであり、重大な関心を持つていく必要がある。

今後、徹底した行政改革の推進による歳出の抑制を図るとともに、財政構造の実態を的確に把握し、

上記のように、本県の市町村の歳入面から見た財政分析は、一般財源の割合が高く、自主財源の割合は低い、といえるが、このことは、自主財源であり一般財源である地方税の割合が低く、依存財源であり一般財源である地方交付税の割合が高いことにより一般財源が確保されているという、本県市町村の実態を表すものである。

また、その程度が全国の市町村と比較しても高いことから、地方交付税への依存度は、全国と比べても高く、さらにここ数年、年々その依存度が高まつてきている。

経済財政諮問会議で決定された基本方針に盛り込まれた、地方財政制度、地方交付税制度の改革論議は、その内容により本県市町村に非常に大きな影響が予想されるところであり、重大な関心を持つていく必要がある。

今後、徹底した行政改革の推進による歳出の抑制を図るとともに、財政構造の実態を的確に把握し、

財政基盤の強化と 財源の確保

その健全化に努めつつ、実質的な後年度負担の要素等を勘案する中で、事業の実施に当たっては優先順位の厳しい選択を行い、中長期的観点に立った適切な財政運営を確保することが必要である。

また、地域の実情に応じ、IT等の技術的・組織的・制度的・財政的・人材的・文化的な総合的な地域開発策の充実、自立的・主体的な活力ある地域づくり、災害に強い安全なまちづくり等を開拓するためにも財源確保が重要な課題であり、国・県支出金や起債制度等の有効・適切な活用による効率的な特定財源の確保とともに、自主財源、なんすべその大宗を占める地方税の徴収の確保、税源の涵養に努めるとともに、今後、新たな税源として法定外税の創設も一つの選択肢として検討する必要がある。

も低いという傾向が伺える。

図1 歳入決算額構成比の推移

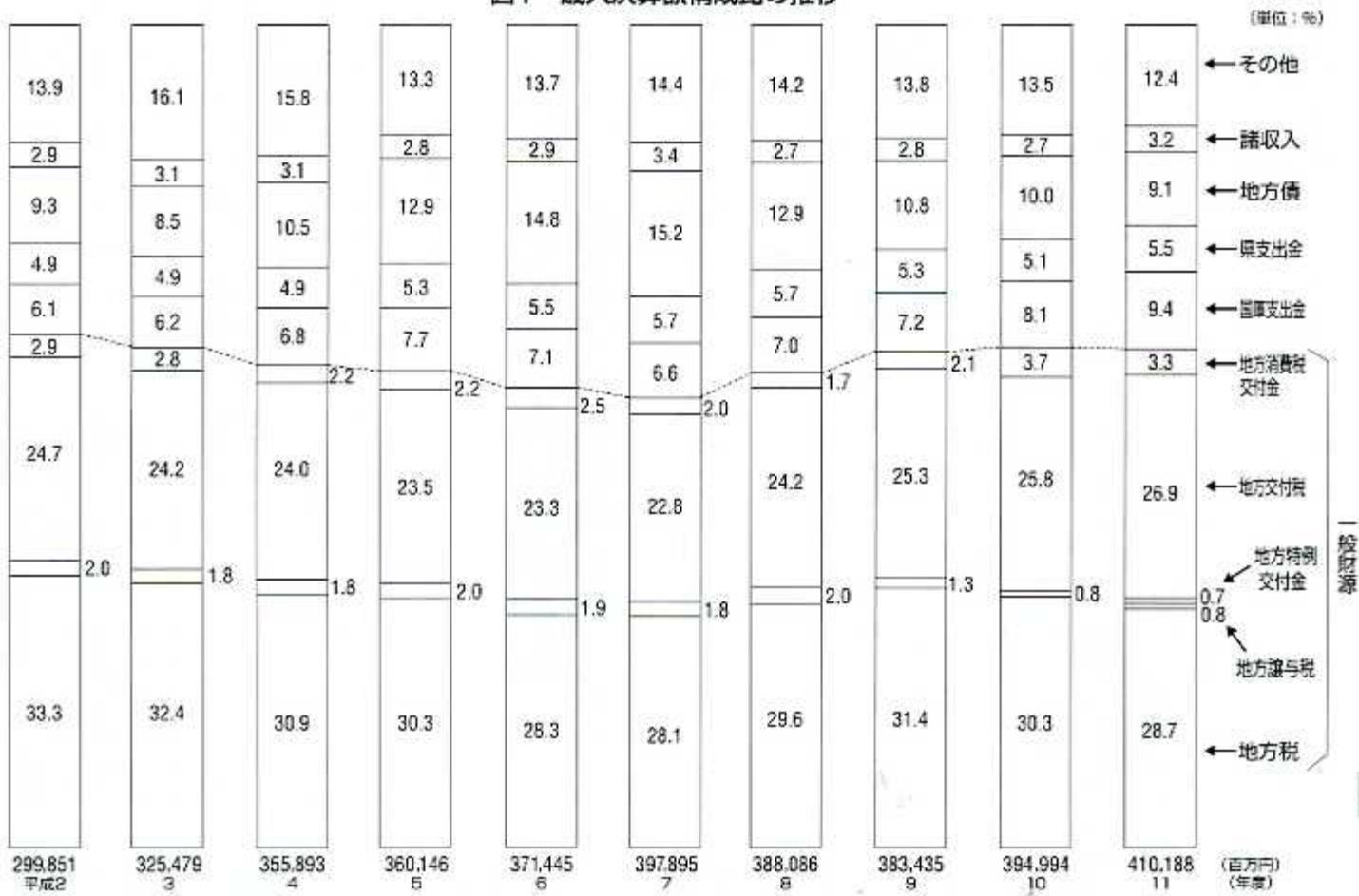


表1 歳入総額に占める割合の比較

(単位: %)

		H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
県内市町村 A	一般財源	62.9	61.2	58.9	58.0	56.0	54.7	57.5	60.1	60.6	60.4
	自主財源	50.1	51.6	49.8	46.4	44.9	45.9	46.5	48.0	46.5	44.3
	地方税	33.3	32.4	30.9	30.3	28.3	28.1	29.6	31.4	30.3	28.7
	地方交付税	24.7	24.2	24.0	23.5	23.3	22.8	24.2	25.3	25.8	26.9
全国市町村 B	一般財源	59.3	58.0	56.8	54.3	53.0	52.2	53.5	55.8	55.3	56.3
	自主財源	59.1	59.2	56.8	55.4	53.5	51.9	52.8	54.5	52.1	51.0
	地方税	38.7	38.2	37.2	35.6	34.0	33.6	34.7	36.5	34.5	33.5
	地方交付税	15.5	15.1	15.5	14.6	14.6	14.5	15.0	15.8	16.2	17.5
差 A-B	一般財源	3.6	3.2	2.1	3.7	3.0	2.5	4.0	4.3	5.3	4.1
	自主財源	-9.0	-7.6	-7.0	-9.0	-8.6	-6.0	-6.3	-6.5	-5.6	-6.7
	地方税	-5.4	-5.8	-6.3	-5.3	-5.7	-5.5	-5.1	-5.1	-4.2	-4.8
	地方交付税	9.2	9.1	8.5	8.9	8.7	8.3	9.2	9.5	9.6	9.4

表2 歳入総額に占める割合の分布状況

(市町村数)

	10%未満	10%台	20%台	30%台	40%台	50%台	60%台	70%台	80%台
一般財源				2	7	20	28	7	
自主財源		2	13	27	10	7	4		1
地方税	10	19	24	2	7	1	1		
地方交付税	3	4	17	16	19	4	1		

法定外税の検討について

市町村課 税政担当 鷹野 勝己

はじめに

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）の施行により、地方税の分野では、

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）の施行により、地方税の分野では、地方公共団体の課税自主権を尊重する観点から、法定外税の制度の変更が行われたことや現在の財政状況に対応するため新たな税財源の確保を意図して多くの団体で新税の創設や新税の検討が行われています。

本県でも、河口湖町、勝山村及び足和田村が「遊漁税」を七月一

日から実施したところであり、県も富士スバルラインの料金の税化が検討がされているところです。

このような状況の中で、法定外税の概要と法定外税の新設の検討における手続や留意点について、市町村税を中心に、私なりに触れてみたいと思います。

地方税法は、「地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができ、地方税法に定めのない税は賦課徴収できないことになっています。」

市町村が課することができる税目として、地方税法は、市町村民税、固定資産税などの普通税や入湯税、都市計画税などの目的的税を定め、それぞれの税目の課税要件等を定めていますが、これらの課税要件等が定められている税目を「法定税」といいます。

一方、地方税法は、法定税以外の普通税又は目的税も市町村が課

1 法定外税とは何か

することができるとしていますが、具体的な税目・その課税要件を定めていないため、市町村が課税要件等を市町村の条例で定める必要があり、このような税を「法定外税」といいます。

法定外税のうち、税収の使途を制限しない普通税に属するものを「法定外普通税」といい、税収の使途が特定の目的に制限される目的税に属するものを「法定外目的税」といいます。

2

地方分権の推進に伴う 地方税制度の見直し

法定外普通税は、地方税法成立時からあるもので、特別の財政需要に対応するため設けることができるものとされ、地方分権一括法による地方税法の改正前には、自治大臣の許可が必要でした。これが、地方分権の推進を図り、地方団体の課税自主権を尊重するため見直しが行われ、今回の地方税法の改正により事前の協議制度となっています。

協議制に移行するとともに、許可制のときの許可要件のうち、①市町村にその税収入を確保できること、②その税収入を必要とする当該市町村の財政需要があること、という二つの要件（この要件を充たす場合には許可しなければならないとされていたことから「積極的要件」と呼ばれる。）が協議に對する総務大臣の同意の要件から削られています。

しかし、これらの要件が削られたのは、この積極的要件を充たさないでも良いという意味ではなく、これらの要件について単に国の関与をなくし、市町村が自ら判断し、

市町村が責任をもつて納稅義務者等に説明すべきとされたにすぎないものであり、法定外税の新設について、納稅義務者等の理解を得なければならぬ最も重要な事項と考えられます。

一方、許可制のときの許可要件のうち、③国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること、④地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、⑤右の③、④のほか国の経済施策に照らして適当でないこと。

この三つの要件（これらは要件に当たる場合には許可できないとされていたことから「消極的要件」と呼ばれる。）については、国の関与が残されています。

この許可制度の見直しと同時に、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながるという理由（地方分権推進計画）から、法定外目的税が創設されました。法定外目的税についても、法定外普通税と同じ協議制となっています。

20

3

法定外税の検討

（1）法定外税の現在の検討例

このように、地方税法上の法定外税についての制度が改正され、法定外税についての国との関与が縮減されるとともに、法定外目的税の創設などもあって、多くの自治体で新税の検討が行われています。平成十三年六月末の時点では条例が可決されている法定外税は、①横浜市の勝馬投票券の発売に課税する「勝馬投票券発売税」、②河口湖町、勝山村及び足和田村の河口湖の遊漁行為に課税する「遊漁税」、③神奈川県の当期利益を上げながら、過去の赤字を欠損として繰り越すことができる制度を利用して法人事業税を納めていない企業に課税する「臨時特例企業税」

具体的には、犬税、林産物移出税、広告税、ヨット・モーターボート税、文化観光施設税、商品切手発行税、別荘等所有税、砂利（山砂利）採取税など多くの種類の税が設けられていました。

しかし、これらの法定外普通税は、次第に廃止され、現在、市町村税としては、砂利採取税を神奈川県中井町、同県山北町が、山砂利採取税を京都府城陽市、千葉県君津市、同県富津市が、別荘等所有税を熱海市が設けています。されど言われています。

なお、新規ではありませんが、静岡県熱海市が別荘等所有税の税率を変更することについて協議し、同意を得ています。

（2）法定外普通税の例

（3）廃止された法定外普通税の

廃止に至る経緯

ここでどのような事情が法定外税の存続を難しくしたのか、廃止に至る原因を見ていくこととします。

① 広告税は、新聞、雑誌、テレビ等のマスメディアを利用した広告を除き、ポスター、チラシ、ネオンサイン、電光板などに課税したものですが、社会情勢の変化により広告媒体が多岐にわたり、納稅義務者としての広告主の確定も困難となり、課稅の公平性が保てなくなつたことや広告稅収が零細であるのに対し、徵稅費が多額になつたことなどが原因とされています。

② ヨット・モーターボート税は、行政区域内を定置場等としているヨット等に課稅したものですが、課稅客体の把握が所有者が申告であつたこと、所有者の相当部分が県外居住者であること等から徵稅率が低かつたことなどが原因とされています。

③ 文化觀光施設稅は、文化財の観賞、拝觀行為に課稅されたものですが、信教の自由を阻害しないかなどをめぐつて特別徵稅が損なわれていたことも廃止の原因とされています。

4 法定外税の内容を定めた条例の制定

法定外税の場合、徵收手続については地方税法で定められていますが、課稅要件については定められていませんので、新設する税の課稅要件（課稅客体、課稅標準、税率等）を市町村の条例で定めなければなりません。

課稅要件は、当然、課稅の目的やその背景と結びついて考えられ

るものですが、ここでは、砂利採取税、別荘等所有税及び遊漁税について、課稅要件等をまとめてみましたが、これらを参考に条例を見していくこととします。

国税や他の地方税（法定税）と同じ課稅標準の税目については総務大臣の同意が得られないことに

なりますので、留意してください。

(1) 課稅客体

「何を課稅の対象とするか」を決めなければなりません。砂利採取税では砂利の採取（行為）が、別荘等所有税では別荘等の所有が、遊漁税では遊漁行為（つまり行為）が課稅の対象とされています。

課稅をする上で課稅客体を数量、金額等に数値化することが必要になりますが、砂利採取税では採取の数量を、別荘等所有税では別荘の床面積を、遊漁税では遊漁者数を数値化の基礎（課稅標準）としています。

(3) 税率
乗率（例えば固定資産税では一

項目	砂利採取税 (神奈川県中井町)	別荘等所有税 (静岡県熱海市)	遊漁税 (山梨県河口湖)
課稅客体	砂利の採取	別荘等の所有	遊漁行為
課稅標準	砂利の採取量	別荘等の床面積	遊漁者数
税率	洗浄した砂利 1mにつき30円、 その他 1mにつき15円	1m当たり年額 500円	1人1日 200円
納稅義務者	採取業者	別荘等の所有者	遊漁行為を行う者
徵收方法	申告納付	普通徵收	特別徵收

四〇〇)で決める場合と定額(例えば入湯税では一人一日一五〇円)で決める場合がありますが、砂利採取税、別荘等所有税、遊漁税とも後者によっています。

(4) 納稅義務者

誰から税を徴収するのが適当か。一部の者への課税は、不公平感につながる可能性が強く、納稅義務者の範囲がどの程度の広がりを持てるか検討をする必要があります。

また、担税力や課税免除についても検討する必要があります。

(5) 徴収方法

5 法定外税における 国との協議

法定外税を新設、更新又は変更する場合には、総務大臣との事前の協議が必要になります。

る処理基準等及び留意事項について」（平成十三年四月十二日付け）

総務省自治税務局長通知一が出されています。

と比較すると、不同意の要件や留意事項が新たに加えられていますので、詳細はこの通知をお読みください。

通知の概要は次のとおりです。

(1) 处理基準

2で触れた消極的要件（この通知では「不同意要件」としていいます。）に該当する場合を除き、同意するものとされています。

税率、課税標準、課税を行う期間、徵収方法等の変更をいうとされています。課税を行う期間については、許可制のもとで許可が五年間という期間に限定されていましたが、ほとんどであつたこと、また、経済情勢の変化、税源や財政需要の変化等に応じた見直しを行うため課税を行う期間を定めることが適当との考え方から、単純延長も変更に含まれるとされています。

様式等の詳細はこの通知を見てください。

総括表には、税目、課税客体、課税標準、納稅義務者、税率、非課税事項、課税を行う期間など税目の概要を記載することになります。

ウ 関係条例の臘本

付することになりま
工歳入歳出見積計算書

法定外稅收入見込額調書
才稅收入見積計算書

議の期間を通算するとほぼ三月くらいになつています。

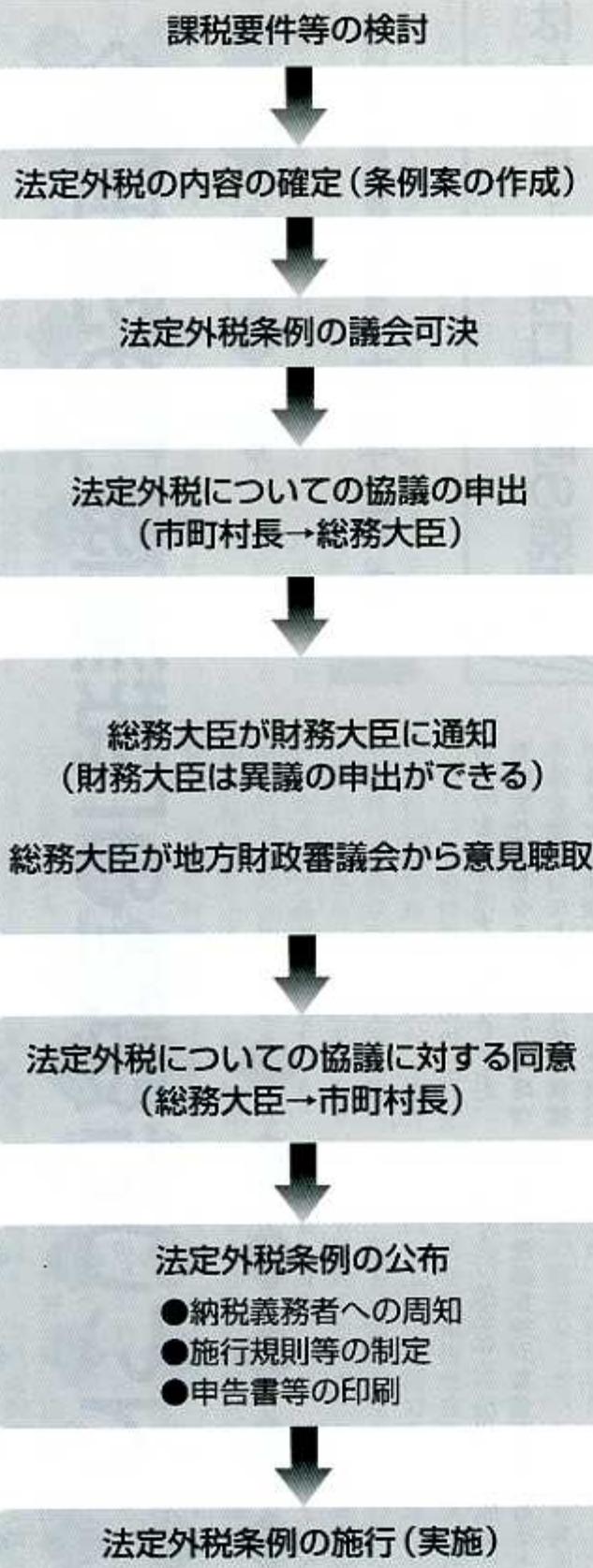
総務大臣の同意が得られた後の処理

6

۱۷۰

総務大臣の同意が得られた後、市町村長は、議会から送付されて、いる条例を公布することとなりま

法定外税の施行までの手続き等



が、法定外税の場合には、議決後、総務大臣との協議の必要がありまますので、特例として、同意を得た後に公表することが適当と考えられます。

また、条例の公表から実施までの間に、納稅義務者への周知が最も重要な事項となります。周知期間も十分にとつておくことが必要です。

このほか、実施細目を定めた条例施行規則の制定や徵収方法に応じた申告書、通知書等の印刷など

の実施に向けた準備が必要になります。
なお、遊漁税のように施行期日を規則に委任した場合には、「施行期日を定める規則」を制定することにより、施行期日を定めなければなりません。

地方への税財源の移譲が議論されている中で、法定外税の新設は、財源確保の一つの選択肢であると考えられます。

なお、税財源の確保は、法定外税の新設ばかりでなく、法定税の

標準税率を上回る超過課税の実施や徵収率の向上を図ることも検討されるべき方策と考えられますので、市町村の実情に応じた検討を進めていただきたいと思います。

おわりに

全国初の「遊漁税」の創設について

河口湖町税務課課税係 古屋立夫

1 はじめに——河口湖町の現況

富士山の北麓に点在する富士五湖の中でも二番目の広さを有し全体面積五・七〇平方キロメートルと

積六〇・八九平方キロメートルで町域は羽を休める雲雀のような形をしています。

河口湖町が四・二〇平方キロメートル、勝山村が〇・四四平方キロメートル、足和田村が一・〇六平方キロメートルの区域になっています。

河口湖町は首都圏の一〇〇キロメートル圏内にあり、中央自動車道富士吉田線の河口湖インターチェンジがあり、東富士五湖道路により東名自動車道と連絡するなど、本町をめぐる高速交通網は充実しております。

2 遊漁税創設の背景

当町は現在四季を通じて年間約六五〇万人の観光客が訪れるなど、観光リゾート地として発展を続けておりましたが、釣り等のレジャーのメッカとして、関東・中部圏はもとより日本全国から愛好者が訪れております。

しかし、一方で近年の釣りブームの中、富士山が見える釣り場となりました。

河口湖町全体の行政区域としては、河口湖の東部を南北から挟むように位置し、南北約九キロメートル、東西約七キロメートル、面

積六〇・八九平方キロメートルで河口湖町が四・二〇平方キロメートル、勝山村が〇・四四平方キロメートル、足和田村が一・〇六平方キロメートルの区域になっています。

河口湖町全体の行政区域としては、河口湖の東部を南北から挟むように位置し、南北約九キロメートル、東西約七キロメートル、面

積六〇・八九平方キロメートルで河口湖町が四・二〇平方キロメートル、勝山村が〇・四四平方キロメートル、足和田村が一・〇六平方キロメートルの区域になっています。

河口湖町全体の行政区域としては、河口湖の東部を南北から挟むように位置し、南北約九キロメートル、東西約七キロメートル、面

積六〇・八九平方キロメートルで河口湖町が四・二〇平方キロメートル、勝山村が〇・四四平方キロメートル、足和田村が一・〇六平方キロメートルの区域になっています。

河口湖町全体の行政区域としては、河口湖の東部を南北から挟むように位置し、南北約九キロメートル、東西約七キロメートル、面

3 遊漁税創設の契機

遊漁税創設の契機



そのため当町では、これらの問題解決のため駐車場・公衆便所の増設や湖畔周辺の道路整備などの諸計画を立案し、毎年施策を講じてあります。しかしながら、更に河口湖の環境整備（環境保全、環境美化、施設整備）を行うには、継続的な対応と大がかりな施策の実現が求められているところです。そのためには一般の税収等を財源として施設整備等を行わなければならぬため、町財政は大きな負担を強いられています。これが現状となっています。

それに伴い、釣り人による河口湖の環境への悪影響も、深刻な問題を生じさせています。即ち、河口湖周辺の違法駐車（写真参照）、排泄行為による湖水の汚染、ごみの散乱、釣り糸等の放置など

による環境面への悪影響は多大であり、住民の福祉を阻害する一要因となり、併せて観光事業の衰退につながる危険性のある要因となりつつあることは明らかで、早急に解決しなければならない町の大課題となってきておりました。

す。

そのため当町では、これらの問題解決のため駐車場・公衆便所の増設や湖畔周辺の道路整備などの諸計画を立案し、毎年施策を講じてあります。しかしながら、更に河口湖の環境整備（環境保全、環境美化、施設整備）を行うには、継続的な対応と大がかりな施策の実現が求められているところです。そのためには一般の税収等を財源として施設整備等を行わなければならぬため、町財政は大きな負担を強いられています。これが現状となっています。

折りしも平成十二年四月一日「地方分権の推進を図るための関係法

（法律第八七五条）」が施行され、

これにより市町村の自己決定権は拡大され、それに伴う自己責任も増大し、責任の所在もより明確になりました。

財政関係においても、地方公共団体の課税自主権を尊重する観点から同法の中で地方税法（昭和二十五年法律第二二六号）が改正され新たに法定外目的税の創設が打ち出されたところであります。

当町では平成十二年六月から河口湖の環境問題を解消するための財源を確保するための税を検討するため、税務課職員五名でプロジェクトチームを組織し、平常の事務を行いながら、情報の収集から始めました。

その資料から、熱海市の別荘等所有税の有効性や三浦市のヨット・モーターボート税の問題点等を学ばせてもらいました。

4 遊漁税の検討

① 課税主体の検討

① 広域税制とした理由

「遊漁税」を導入するにあたり、「なぜ一町二村が一体となつて『広域遊漁税制』を導入するのかにつきましては、河口湖の行政区画が三町村（河口湖、勝山村、足和田村）にまたがっているということがあります。河口湖町が単独で遊

りますが、河口湖町単独で「遊漁税」を課税すると、「遊漁税」の課税対象は河口湖における釣り行為に対するものであるため、地方公共団体の課税権が及ぶ範囲は、その地方公共団体の区域に限られ区域外には及ばない（地方税法第三十三条の二）ことから、河口湖の水域の中で河口湖町の行政区画で釣りをする人に課税され、他の二村の区域で釣りをする人には課税

河口湖周辺図



26

いだき、平成十二年八月に一町二村のプロジェクトチームを組織し取り組みを開始しました。

②重複課税の回避

今回遊漁税導入にあたって様々問題点が指摘され検討してきましたが、そのなかで町村にまたがつて釣りをする場合一町二村がそれぞれ課税権行使すると、釣り人は町村毎に遊漁税を支払うこととなり、これは税の公平公正の観点から問題となるため、条例の中では町村毎に遊漁税を支払うこととなり、これは税の公平公正の観点から問題となるため、条例の中

区域を分けて徴収しているわけではないので、特別徴収義務者として河口湖漁業協同組合にお願いすることを考え合わせると、河口湖である河口湖周辺の環境保全・環境美化・施設整備を確実に遂行し、実現するためには、「広域遊漁税制」を導入することが望ましいと結論に至った理由であります。

また、現在の河口湖漁業協同組合の釣り券販売システムが各町村に

区域を分けて徴収しているわけではないので、特別徴収義務者として河口湖漁業協同組合にお願いすることを考え合わせると、河口湖である河口湖周辺の環境保全・環境美化・施設整備を確実に遂行し、実現するためには、「広域遊漁税制」を導入することが望ましいと結論に至った理由であります。

そこで、二村に遊漁税の説明を行つたところ、両村とも当町と同じく湖町で提案した遊漁税に賛同を

されないということになり、税の公平・公正の原則からみて問題があると判断し、「遊漁税」の目的

いだき、平成十二年八月に一町二村のプロジェクトチームを組織し取り組みを開始しました。

②重複課税の回避

今回遊漁税導入にあたって様々問題点が指摘され検討してきましたが、そのなかで町村にまたがつて釣りをする場合一町二村がそれぞれ課税権行使すると、釣り人は町村毎に遊漁税を支払うこととなり、これは税の公平公正の観点から問題となるため、条例の中では町村毎に遊漁税を支払うこととなり、これは税の公平公正の観点から問題となるため、条例の中

で「他村の区域における遊漁行為に対し遊漁税に相当する税を課された遊漁者が、当該遊漁税に相当する税を課された日に町の区域において行う遊漁行為に関しては、「遊漁税を免除」と規定し、遊漁税の課税を免除しました。また、中学校を卒業するまでの者を教育的見地から課税免除とし、障害者（法第十九条第一項第九号に規定する障害者をいう。）に対しても、社会的弱者が障害を克服し、積極的に社会参加することで、健常者とともに支障なく社会生活を営むことができるようにすることを目的として、国が行う様々な障害者施策に共通な基本理念と合致するよう、遊漁税の課税免除を規定しました。

③課税と徴収の関係

次に一町二村で「広域遊漁税」を課税するに当たり、税収の配分をどのように行うかということが

いだき、平成十二年八月に一町二村のプロジェクトチームを組織し取り組みを開始しました。

②重複課税の回避

今回遊漁税導入にあたって様々問題点が指摘され検討してきましたが、そのなかで町村にまたがつて釣りをする場合一町二村がそれぞれ課税権行使すると、釣り人は町村毎に遊漁税を支払うこととなり、これは税の公平公正の観点から問題となるため、条例の中では町村毎に遊漁税を支払うこととなり、これは税の公平公正の観点から問題となるため、条例の中

で「他村の区域における遊漁行為に対し遊漁税に相当する税を課された遊漁者が、当該遊漁税に相当する税を課された日に町の区域において行う遊漁行為に関しては、「遊漁税を免除」と規定し、遊漁税の課税を免除しました。また、中学校を卒業するまでの者を教育的見地から課税免除とし、障害者（法第十九条第一項第九号に規定する障害者をいう。）に対しても、社会的弱者が障害を克服し、積極的に社会参加することで、健常者とともに支障なく社会生活を営むことができるようにすることを目的として、国が行う様々な障害者施策に共通な基本理念と合致するよう、遊漁税の課税免除を規定しました。

④一部事務組合方式による整備

遊魚税により得られる収入を、実際の自然環境において行政区画ごとに分割していくのは困難であり、また、効率的効果的に河口湖の環境整備を進めていくには、河

河口湖を構成する三町村による一部事務組合を設立し、共同処理して施設整備を行う方向が望ましいということになりました。その検討結果を許可権者である県の地域振興局に相談をしたところ、「既存の一部事務組合等が活用できる場合には、新規の組合については現在許可をしない方向でいるが」ということで、「広域遊漁税」と同じく、河口湖町・勝山村・足和田村で構成され、河口湖の全体の治水を統括する組織であり、また現在湖畔にあるトイレ等の清掃を共同処理している河口湖治水組合に着目しました。地方自治法に基づき税収は町村が河口湖治水組合に繰り出し、その財源をもとに河口湖治水組合で事業計画に基づき、環境整備等をすることで「町二村の合意が得られました。

基準により近似的に評価して、これに応じて負担を求めることが適当であると区分していることから、今回創設した「遊漁税」は、分担金のような受益者負担的な性格を持つものであるにしても、その収入によつて実施される種々な事業により、納稅義務者のみが利益を受けるという性格ではなく、納稅義務者以外の不特定多数の者も利益を受ける性格と考えられます。したがつて、この遊漁税は上記の区分からすれば、租稅としての性格を有するものと考えられ、税方式で徵収することが妥当であると考えられました。

観光客と釣り人では大きな差があります。観光客の場合には「利用」という行為までには至らないと考え課税しないのが相当であるとの結論に達し、釣り人のみを対象とすることとしました。

(4) 徴収方法の検討

また、徴収方法をどのように行うかについても検討しましたが、河口湖全域における釣り人から徴税史員による普通徴収は困難であるため、現在河口湖漁業協同組合により「遊漁料」が徴収されていることから、遊漁券にあわせ遊漁税を課税し「地方税法第七七三条の一五」により特別徴収義務者に河口湖漁業協同組合及び遊漁券を販売している釣り具店等を指定することが妥当ではないか。さらに、漁業組合及び各販売店を特別徴収義務者に指定することにしました。

これらの方針を実施するには、関係団体との綿密な連絡と協力が不可欠であることから、河口湖漁業協同組合理事等と再三にわたる調整会議をおこない、課税客体（釣り客だけが利用しているわけではない。）遊漁料金（二〇〇円の値下げ）等の諸問題が調整会議のたびに検討され、その都度各町村の事業計画を示しながら説明をおこなつてきましたが、臨時総会において各組合員の方々の税に対する深い理解と、ご協力いただき承認をいただきました。



国との協議

しかし、法定外目的税の創設に当たっては総務大臣の同意要件（地方税法第七七三条）を満たすこと必要であります。まず当町が考えていた遊漁税が、許可制度時の二つの「積極的要件」が存在するか、また国が示す同意要件としての三つの「消極的要件」に抵触しないかについて検討を行いました。

(1) 積極的要件の検討

積極的要件の中の一つめ「税源の有無」については、釣り人の過去五年の平均が二十六万人であることから、例え入湯税の一五〇円に近い税率にしても零細課税にならないこと。また釣り人にその担税能力があるかどうかであります。河口湖漁業協同組合が徴収している遊漁券（釣り券）が一日一、〇〇〇円であり、その額を支払うことが出来ることから判断すれば、一五〇円から三〇〇円の負担は可能ではないか。

更に徴収費用については、特別徴収することにより少額で済むのではないかどうかを検討いたしました。

次に「財政需用の存在」であり、

ます。これは、具体的な財政需用がどのくらいかということでありますが、当町の課題である「駐車場やトイレの不足」「釣り糸等ゴミの散乱」等を解決していくためには数億円の費用が必要であるため、その財源として法定外税が必要となります。

(2) 消極的要件の検討

消極的要件の一つめの要件として、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重とならないか」という要件に関しては、釣り行為を既存の国税や他の地方税とはその課税標準、その目的を異にするものであり、入湯税の税率が一五〇円、ゴルフ場利用税の標準税率が八〇〇円となっていることから、これらと比較しても遊漁税の税率二〇〇円は著しく均衡を失すとはいはず、住民に過大な負担を求めるものでは無いと考えられます。

最後に遊漁税については、平成十三年七月一日に施行されました間における物の流通に重大な障害を与えることにならないか」といふ要件に関して、遊漁税は、釣り行為に着目した税であり、地方團

体間における物の流通を阻害するような「内国関税的」な法定外目的税ではありません。この場合の「物」の概念としては、一般的に財、商品、生産物等としてどちらも無関係であると考えられます。

「物」の概念として、一般的に財、商品、生産物等としてどちらも無関係であると考えられます。

(3) 協議の経過

このようないきなり、平成十二年十一月に自治省（現総務省）と事前協議として協力をしていただき、その内諾が得られため、平成十三年二月の臨時議会において遊漁税条例が可決され、同年三月総務省に本規制を提出し、協議が進められそれが基づき同月三十日総務省の同意が得られ、全国初の法定外目的税「遊漁税」が成立することとなりました。

6 終わりに

税制として、ご理解とご協力を願いしていきたいと思います。

日本語の不思議

モンゴル留学生

プレブオチル・アノジン

感珍分聞

大学で日本語の勉強をし始めた時から日本に行つて、日本人の中に入って生活、文化、伝統的な特徴を良く知りたいような気持ちを持つていました。そして、日本人の性格にも興味がありました。大学卒業後、日本に来る機会がありました。日本語は分かるけれども日本の人々の、習慣、文化に入るのはそんなに簡単なことではない事は誰でも分かる事です。

すばらしい富士山と日本人

日本の土を初めて踏んだ時に「日本人とモンゴル人は顔色とか、姿もみんな同じかな?」と最初の感想が出てきました。また、今までの生活に見えなかつた美しい自然、日本と言ふ国を世界で表すようになつた有名な富士山を、山梨県に来た時に見ました。母国にいる時に日本について知識はあつたけれども、この知識は十分にありませんでした。「モンゴル国も自然が美しいと言われるけれども、日本の自然はもつときれいで素敵なこともたくさんありますね。」と思いました。来たばかり、朝早く起きて富士山を見ると気持ちが爽やかになって、「こんなすばらしい富士山をいつも見ているので人

間の生活、仕事もどんどん前に進んでいき、さらに明るくなつて行くと思いました。だから日本人は元気な「なんだな!」と思いました。日本人は、美しい自然を守るために人々は自分でできるだけ頑張つて色々な活動をしているのを見て心から感動しました。日本に来て人々の性格にとつて一番気が付いた事は、日本人はどんな仕事をしてもその仕事を心からする事でした。例えば、人と会うときにお手の人を敬つて自分の頭を下げてお辞儀すること、いつも自分のことでだけでなく相手のために何でもとだけではなくて相手のために何でもとだけに気が付きました。

日本語の不思議なこと

私にとって不思議なことがあります。それは、日本人の友達の家に訪問した時の事です。友達は、日本の料理などのおいしい物をたくさん用意していました。本当に二人きりでは、食べきれないくらいたくさん作っていましたが、御馳走する前に友達が、「今日は本当に何もないのですが、どうぞ召し上がり下さい。」と言いました。それだけではなく、「つまらない物ですが、どうぞ使って下さい。」と言う言葉の方も聞きました。この二つの会話の中には分か

私の抱負

最後に、日本とモンゴル・世界各國との交流について感じた事を書きます。モンゴル国が民主化の道を邁んでから、十年あまりですがまだ民主主義自由経済の環境の法的整備がなされていない状況であります。モンゴル国の今後の発展・諸外国との外交関係を発展させるためには、日本で国際法の研究を行い国際社会におけるモンゴル国との法的基盤整備に少しでも貢献できれば、現在創



の実現を図っていくことを大きな使命としています。

推進本部の所掌事項は、

一 自主的な市町村合併の推進に係る重要な事項の決定に関するこ

と
二 市町村建設計画の策定に係る重

要な事項の決定に関すること

です。

また、推進本部の機能を補佐するため、各部等の主管課長等と地域振興局企画振興部長を構成員とする幹事会を設置しています。

四月十二日に開催した推進本部の第一回会議では、合併についての報告を受けるとともに、平成十三年度の合併支援の取組について協議を行い平成十三年度においては、

一 合併協議会の協議が円滑に進められるよう人的支援や調整等を行うこと

二 合併推進事業及び合併啓発事業を積極的に実施すること等の取り組みを進めることとしました。

(合併コーナー)

3

「峠西六町村合併協議会支援連絡会議」の設置

峠西地域の「八田村、白根町、芦安村、若草町、柳形町、甲西町合併協議会」（以下「合併協議会」という。）は、住民発議を経て、平成十二年四月一日に設置されました。

平成十二年度は、調査・研究や地域住民への周知啓発を中心に活動が行われましたが、平成十三年二月八日の第



6月25日に峠西支援連絡員会議を開催

更に、六月二十八日に開催した第二回会議では、国の「市町村合併支援本部」が、八月末を目指して進めている各省

間の連携策の構築に向け、県の対応について協議を行うとともに、峠西地域の合併協議会に対しても、財政支援や人的支援など、できる限りの支援をしていくことを確認しました。

月から実務面の検討も始まっています。

合併協議会では、平成十五年四月一日を目標日と設定して、これから二年

間で、建設設計案の策定や協議項目の調整などをを行うこととしており、事務

処理も膨大なものになることが想定されます。

県としても、平成十一年度から合併協議会の運営経費に対して助成を行うとともに、平成十二年四月一日からは、合併協議会の事務局へ県職員を一名派遣しました。

更に、平成十三年五月十八日には、推進本部の下に、合併協議会に設置された小委員会、専門部会及び分科会における協議、調査研究を支援するため、「峠西六町村合併協議会支援連絡会議」（以下「支援連絡会議」という。）を設置しました。

支援連絡会議は、各部等の企画調整

務局において、第一回支援連絡員会議が開催され、合併協議会の事務局の取り組み状況が報告されるとともに、今後、支援連絡員が全ての県との対応について窓口となり、合併協議会の協議が有意義に進められるよう全面的に支援していくことが確認されました。

六月二十五日には、合併協議会の事務局において、第一回支援連絡員会議が開催され、合併協議会の事務局の取

り組み状況が報告されるとともに、今後、支援連絡員が全ての県との対応に

ついて窓口となり、合併協議会の協議

が有意義に進められるよう全面的に支

援していくことが確認されました。

4

終わりに

地方分権時代にふさわしい市町村行政を構築するためには、行財政基盤を強化し、行政体制を整備することが必要となっています。

一方、市町村の合併は、地域のあり方にかかわり、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼすものであり、市町村、議会、地域住民が主体的に検討を進め、合併の実現に取り組むことが極めて重要となっています。

更に、市町村合併の問題は、二十一世紀の地方自治のあり方を決めていくものでありますから、市町村や地域住

民はもちろんのこと、県や国も一体となって取り組んでいくことが不可欠です。

県では、この度推進本部を設置したことですが、今後においても、国の「市町村合併支援本部」による各省庁間の連携策などの動きを注視しながら、合併実現に向けた支援施策を適時・適切に展開し、関係市町村や議会、住民の十分な理解を得られ、合併実現に

主幹等で構成されており、合併協議会の小委員会構成に対応した五つの部会を設けています。

更に、合併協議会と各部等の協議、調整等が円滑に行われるよう県内地域振興局内に十二名の支援連絡員も、合併協議会の専門部会に対応して、五つの部会に

分かれています。支援連絡員も、合併協議会の専門部会に対応して、五つの部会に

Fight

がんばっていま～す!!

県からこにちは!

県と市町村また、市町村間において職員交換が盛んに行われています。今日は、市町村から県市町村課に研修のため派遣されている職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。

市町村課 森川規彦(市川大門町)

市川大門町から財政担当に研修に伺っている森川です。市川大門町は、「和紙と花火と四尾連湖のある町」です。

毎年8月7日には「神明の花火大会」が開催されますので、是非足をお運びください。

ところで、研修生活についてですが、一言でいうと非常にハードです。ネクタイを締めるのは冠婚葬祭だけだった人間が、毎日ネクタイを締めて仕事をしているのですから、それだけで戸惑うわけですが、いまだに財政用語辞典とにらめっこです。

研修に伺う前は、もう少し勉強しながら業務を進められる余裕があるかと想像していたのですが、現実は迫りくる期限に追われながら、また周囲の方々の厳しい燃りに耐えながら日々の仕事を何とかこなしているような状況です。

すいません、不穏な表現がありました訂正します。厳しさは、思いやりの裏返しであり、それだけ責任のある業務であることの証明です。私が何とか9ヶ月間過ごしてこれたのも周囲の方々のおかげです。

研修に伺って一番の収穫は、県職員の方々の仕事に対する姿勢に触れられ、また人となりを知ることが出来たことだと思います。

残り3ヶ月ですが、精一杯頑張りたいと思います。



市町村課 結城正剛(蓮崎市)

昨年10月より市町村課行政選挙担当でお世話になっていますが、早いもので8ヶ月経過いたしました。

行政選挙担当の業務は、実に幅広く、奥の深い仕事であります。地方公務員の基本であります地方自治法を始め、地方公務員法並びに地方公務員共済組合法、加えて公職選挙法等あらゆる法律に基づいて仕事を行っています。実際には、恥ずかしいことですが、初めてお目にかかる法律もありまして今でも戸惑うことばかりであります。

しかし、今まで市役所では経験しなかったことにふれることができ、また市役所とは違った視点から地方公務員としての仕事を見つめることができたことは、これから仕事に大いにプラスとなるものであります。

現在は、参議院議員選挙が間近となり、日々選挙の準備に追われているところです。残りわずかとなりました研修期間であります、一つでも多くのことを学んでいきたいと思っています。

終わりに市町村課の職員及び研修生の皆さんに感謝いたします。



市町村課 清水厚司(小淵沢町)

昨年10月より八ヶ岳南麓、高原の町「小淵沢町」から市町村課に研修生として派遣されてから、9ヶ月が過ぎようとしています。



役場では、6年間税務の仕事を行っていたのですが、市町村課では、企画振興担当に配属され、新しい環境で何をすればよいのかというとまどいの日々で、担当の皆さんにご迷惑をおかけしてばかりでしたが、丁寧にご指導いただき心から感謝しています。

また、今まで仕事上で何か分からぬ事があれば、県の職員に問い合わせていましたが、今は市町村の職員に助言するという逆の立場と、私の近くに市町村課代表電話があることから電話の取次ぎなどで、精神的に一時期は電話に出るのがいやな時もありました。その反面、市町村課の仕事の内容が良くわかるようになったという利点もあり、とても良かったです。

これからは地方分権が進み国と県そして県と市町村の立場は、対等な立場になっていく中、市町村の自主性が試されるようになります。職員の資質向上のために、この研修はとても良い制度だと感じました。市町村職員の皆さんにこの制度を是非、活用していただき多くの経験されることを経験者の私から紹介させていただきます。

20世紀と21世紀に渡って市町村課に勤務している今を誇りに思ひ、この研修を通じ、縁あって知り合った多くの県職員の方と交流(昼はコミュニケーション、夜はノミニケーション)を深め、自己研鑽に励み、残りの期間を楽しく有意義な研修にしたいと思います。

町に戻った際には、市町村課で経験したことを生かし、魅力ある「わがまちづくり」を実行して行きたいと思います。

市町村課 樋泉孝司(櫛形町)



今年の4月よりアヤメの花咲く櫛形町から、県の市町村課に研修生としてお世話になっています。

きっとこの冊子が出る頃には、櫛形山の山頂付近のアヤメも満開を迎えていると思います。そして私の担当する仕事についても、参院選の啓発事務・住民基本台帳ネットワーク事務・総務省の調査の取りまとめ事務とまさに花満開状態を迎えようとしています。特に住民基本台帳ネットワーク事務については、来年の8月の運用に向けて機器の整備等を図っていかなければならない年でもあります。手探り状態の中で非常に苦労をしています。苦労といえば、今まで8時間程度の睡眠時間が半分の約4時間程度になってしまい慢性睡眠不足に悩まされています。

これらの苦労も与えられた貴重な経験として受け入れ、研修期間の一年間を無駄にしないようがんばっていきたいと思います。

最後になりましたが、何も分からずご迷惑ばかりおかけしている私に対して温かくご指導をして頂いている市町村課の皆様に感謝をしたいと思います。

市町村課 杉本孝文(大月市)

本年4月1日より市町村課でお世話になります大月市の杉本孝文です。

私は、税政担当で研修しておりますが派遣される前、大月市でも税務課の固定資産税係に所属していたので現在担当している住民税関係(国保税、軽自動車税、入湯税等)についても、多少の経験がありました。

しかし、研修早々多少の経験程度で通用するほど簡単な仕事ではないということを身をもって体験し、今では市町村からの照会がある度に地方税法や関係資料との格闘の日々であります。

これから、課税状況調べ等やるべきことはたくさんありますが、自分の仕事に責任を持ち頑張っていきたいと思います。

最後にこのような機会、体験はめったにない貴重な研修だと思っておりまして、1年間という限られた研修期間のなかで少しでも多くのことを吸収し、市役所に戻った際にはそれを生かせるようがんばりたいと思います。

市町村課 山口茂樹(一宮町)



4月より「日本一桃の里」一宮町から市町村課合併・広域行政推進担当で研修をしています山口です。

県庁に来て、早くも3ヶ月が過ぎました。最初は、朝早く起きなくてはならない事や、仕事面でも全く違う環境化の中で、大変な時期もありましたが、担当の方々に色々と教わりながら、ようやく時間や、仕事にも慣れてまいりました。

現在担当している仕事が、広域行政と市町村合併ですが、今まで町の中での仕事しか行ってこなかったせいか、今回広い地域での物の見方が出来、大変勉強になっています。

また、市町村合併については、我が一宮町でも大きな課題として検討に入っていますが、どの様な形が地元地域では望ましいか、一緒に研究していくには、とても良い機会だと考えております。

残りの研修期間はまだまだありますが、町に帰ってから少しでも地域サービスの向上にプラス出来るよう、色々と学んで行こうと思います。

市町村課 望月英利(六郷町)



「はんこの町」六郷町から市町村課に研修生としてまいりました望月英利です。

今年の4月からお世話になっていますが、環境の違いと、今まで経験のなかった財政担当としての仕事の内容に戸惑っています。

あっという間に3ヶ月が経ってしまったという感じですが、まだまだ勉強する事が多く、周りの諸先輩方に助けられながらなんとか頑張っています。

現在、決算統計の真っ最中で、各団体の検収を行っており、大変忙しい日々を送っていますが、自分の町以外の市町村のことを知ることができ、大変貴重な体験をさせてもらっています。

1年間という研修期間の中で、どれだけのことが学べるかわかりませんが、せっかく得られたこの機会を有効に生かし、できるだけ多くのことを学び、吸収して六郷町に帰ったときに少しでも多くのことを仕事や生活に役立てるよう頑張っていきたいと思います。

市町村課 志村直紀(甲西町)



昨年の10月から市町村課に研修生としてお世話になっております甲西町から参りました志村直紀です。

早いもので税政担当にお世話になってから9ヶ月が過ぎようとしています。私自身税の知識があまりなかったこともあります。当初はこちらの仕事の質の高さと量の膨大さにただただ圧倒されていました。

現在、私は固定資産税に関する調査、特別土地保有税に関する減収補てん、基地交付金等を担当しています。今までの研修期間で町では触れる事の出来ない県内各市町村の多種多様な事例を勉強することができ、また経験できることを非常にうれしく思っております。

残り僅かになったこの1年という貴重な研修期間を大切にし、出来る限り吸収して少しでも町の税務行政に役立てればと思っております。

最後に、朝も早いし、夜も遅いこちらの生活も「マジッ!!」って思う厳しさとそこから生まれる「ヨッシャ!!」という充実感といろいろな刺激がこれまで結構楽しいものですよ。とにかく「一度はおいで市町村課!!」ということです。(^o^)v

お
答
え
し
ま
す

平成十三年度にスタートした、「わがまちづくり支援事業」とはどのような事業ですか。

A

「わがまちづくり支援事業」は、総務省の平成十三年度新規事業として創設された事業です。近年、住民が主体となって考へ、住民と行政が連携し、住民自ら行う地域づくりの動きが広まっています。地方分権の進展に伴い、今後ますますこのような取組みが盛んになることが期待されますが、「わがまちづくり支援事業」はこのような活動をさらに促し、新たな時代にふさわしい地域づくりを推進するこ

取り組み（まちづくり事業）に対し、市町村が支援を行う（わがまちづくり支援事業）という趣旨の事業であり、趣旨が合致していれば、既存の事業も対象となります。

この事業の対象として想定されている取組みは次のとおりであり、住民によるまちづくりの検討段階から具体策の提言・実践まで、一連の活動が含まれていますが、必ずしも一→二→三の手順にこだわるものではありません。

一、話し合いの場の設置
二、まちづくりの提案
三、まちづくり活動の実践

ところでは、地域づくり活動を進める区域、活動主体について、総務省作成の資料では「一定の「広がり」を持つた「集まり」で住民が話し合いを行い」と、極めて包括的な表現で説明されています。事業の対象となる区域の規模について、総務省の資料では「小学校区」という表現が多用されていますが、これもあくまで一つの例として挙げられたものであり、商店街、町・丁目、組、字など、一定のまとまりがある区域であれば構いません。

また、実施団体については、住民主体となつてまちづくり活動を進めるもの（団体、グループなど）であれば良く、既存の組織（自治会、町内会など）に限らず、地域

ますが、支援の対象となるのはソフト事業のみです。

◆事業区域の規模、実施団体

づくり活動に取り組むため新たに結成されたグループ・NPOなども含まれます。地元住民以外の方がこれらの団体・グループに入ることも構いませんが、事業の趣旨から見て、地元住民が主体性を持つことがあります。地元住民が必要となります。

◆本事業への財政支援

市町村の「わがまちづくり支援事業」に要する経費については、普通交付税による財政支援が行われます（基準財政需用額に算入）。総務省では、今年度全国で七百五十億円を措置しており、標準団体（人口十万人規模）においては、小学校区を例にとれば、一小学校あたり年間約二百万円措置されることとなります。（この額はあくまでも標準団体での金額であり、実際に交付される額は個々の市町村の状況により異なります）

◆事業の概要

自らの地域（わがまち）の課題

を住民が主体的に解決するための

◆今後の展開について

「わがまちづくり支援事業」は、最近重視されるようになっている、住民と行政の「パートナーシップ」（住民と行政が互いの考え方を尊重しながら、対等の立場で、目標の実現に向けて協働する。）を実現していくための有効な手段であり、今後も積極的な活用・展開が望まれます。

なお、全国の取組み事例が総務省ホームページに掲載されていますので、参考までにアドレスを紹介します。
<http://www.home.soumu.go.jp/wmachi/index.html>

A Aは、甲町に平成十二年十月から住み、一丁関連の事業所で働いている。Aは平成十一年九月に日本に入国し、甲町に住む前は乙町に住んでいた。甲町はAに対し、住民税を課税することができるか。



新たに地方税法の施行地（以下「国内」といいう。）に居住することとされています。）

税の納税義務の範囲は次のようになった外国人等に係る個人の住民税の納税義務の範囲は次のように取り扱います。

①個人の住民税の賦課期日（一月一日）まで引き続いて一年以上

国内に居住している外国人等については、賦課期日現在の居住地に

住所があるものとして、均等割及び所得割を課すこととします。

「引き続いて一年以上国内に居住している」とは入国後継続して一年以上国内に滞在している事実

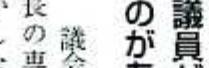
があれば、固定した一定場所において起居しているかどうかを問わ

を一にする配偶者その他の親族を有する場合。
 ウ その他その者の職業、資産の有無等の状況からして、入国情緒して一年以上国内に居住する認められる場合なお、住所の推定の取扱いについては、所得税においても国内に住所を有するかどうかについて同様の推定をすることとされているので、原則として、その取扱いと一致させることができます。（所得税法施行令第一四条参照）

以上のことを確認したうえで住民税を課するわけですが、Aについてあるとされています。（所得税法施行令第一四条参照）

ては入国してから一年以上国内に居住し、賦課期日現在甲町に居住していると思われる所以住民税を課することができると思われます。しかし、住民税を直接その対象としていない租税条約の規定等により、特別な取扱いをしなければならない場合がありますので、その取扱いには十分留意して下さい。

A 議員が臨時会を招集請求できる要件には、どのようなものがあるのですか。



議会を招集する権限は、議長の専属の権限です。

かしながら、臨時会は臨時に必要がある事件に関する招集

されるものですが、議員に招集請求権を付与したのは、議員が臨時

に議会の開催を必要とする事件も

あります。議員に発案権が専属する事件についても議員の請求を待つてしか長は臨時会を招集できません。

議員が臨時会を招集請求できる要件には、①議員定数の四分の一

以上の者が、②付議すべき事件を合

示して請求することとなります。この「四分の一以上」とは同一の事件についてであり、異なる複数以上の事件について合計して「四分の一以上」ではありません。また、「付議すべき事件」とは、議員に発案権のある事件に限られ、次の三つの要素が必要とされます。

①事件が議会の権限に属するものであること、②議員に発案権のあるものであること、③具体的な事件であることが必要とされます。したがって、例えば、議長不信任決議案などは法律上のものでなく

A-Q

財政投融資制度が新しくなったことに伴い、地方債の借入がどのように変わったのですか。

郵便貯金、年金積立金資金を自主運用すること、特殊法人等は資金を自己調達すること等を目的として財政投融資制度の改革が行われましたが、これに伴い、主に次のような見直しが行われました。新制度の下では、国が財投債発行により市場から調達して融資を行う財政融資資金と、新たに地方公共団体に直接融資される郵便貯金資金、簡保積立金資金の三つの資金によって新しい政府資金が構成されることとなりました。

① 貸付条件によって融資されます。
 従来の政府資金は、十年国債の表面金利に○・二%上乗せした金利を貸付期間の長短にかかわらず適用していましたが、新政府資金では、完全に国債の市場流通金利に連動して設定し、金利の上乗せは廃止されました。また、償還年限や権利期間により償還形態が異なる場合は、金利も違つてくることになります。

② 金利の選択制の導入
 貸付期間に応じ利率を設定し、

事実上のものでありますから、また、助役選任同意案件などは長の専属のものでありますから、これらの事件を付議すべき事件として必要で、件名を見て、どのような事件を審議するため招集されるのが見当がつき、ある程度の準備が可能となるような件名が望まれます。

なお、議員に提案権があるものとしては、長とともに持つ条例案

などの一般的なもののはか、議会で行う正副議長や選挙管理委員会の選挙、検査権・検査権の行使、監査請求、意見書の提出、百条調査権の行使、議員の資格決定、議会の自主解散請求、常任委員の選任、特別委員会の設置等があります。

償還終了までその利率を適用する「固定金利方式」と、十年毎にその時点での市場金利に合わせて金利を見直す「利率見直し方式」の二つの方式のどちらかを地方公共団体が選択することとされました。

③ 繰上償還について

従来、原則できなかつた繰上償還について、平成十三年四月一日以降の新規貸付に係るものから地方公共団体が補償金を支払うことにより財務大臣、地方郵便局長の承認を得て任意の繰上償還が行えることとなりました。

なお、「固定金利方式」と「利率見直し方式」の変更もできることがあります。

新政府資金の貸付条件は、市場原理に即して政府が定める統一的

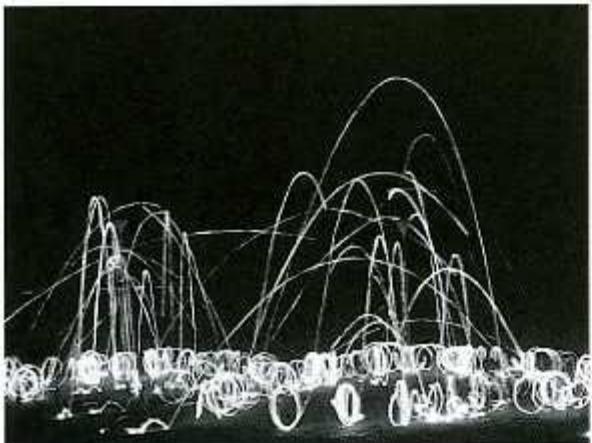


市町村イベントごよみ

夏まつり

南部町

8月15日(水)



お盆の八月十五日に行われる南部の火祭りは、町を挙げての一一大祭典となっています。当日は午前中から各種イベントが行われていますが、富士川の河原が闇に包まれる頃、「投げ松明」の開始とともに、壮大な光の饗宴が幕をけます。河原に立てた竿の先に取り付けられた漏斗状の籠、「蜂の子」に火を付けるため松明を投げ合う様子は、あたかも夜空に精霊が飛びかっているような、幽

南部の火祭り

玄な世界に人々を誘います。

「投げ松明」が終わり、辺りに静けさが戻る頃、両岸に並ぶ百八個の松明に、一斉に火が付けられます。この炎は河原の大松明とともに、周囲の山々を染め、川面の燈籠舟を浮かび上がらせて燃え盛ります。折から打ち上げ花火も始まり、感動的な光景が繰り広げられます。



AUG

河口湖町

8月4日(土)・5日(日)

河口湖湖上祭

富士五湖は八月、一年を通じて最も賑わう季節を迎えます。

中でも、一日からの五日間は、山中湖報湖祭に始まる五湖の祭りが日変わりで繰り広げられ、多くの人で賑わいます。この一連の夏祭りの最後を飾るのが河口湖湖上祭で、大正六年に始まって以来、今年で八十五回の歴史を誇ります。祭りは、二日間にわたり行われ、八月四日の前夜祭では、地元婦人会による踊りと、

手筒花火、前夜祭打ち上げ花火が披露されます。

翌五日には、さらに多彩なイベントがありますが、夕刻からは富士五湖でも最大規模を誇る花火大会が行なわれます。オープニングのスタートマインを皮切りに、フィナーレとなるナイアガラの滝まで約一時間半にわたり、水上で色とりどりの華麗な光と音の宴が繰り広げられます。



まだまだあります!! やまなしの夏まつり



●8月

開催日	イベント名	開催地
1日	山中湖諏訪祭	山中湖村
2日	西湖童宮祭	足和田村
3日	本栖湖神湖祭	上九一色村
4日	精進湖涼湖祭	上九一色村
4日	ハケ岳サマーフェスティバルinこぶちさわ	小淵沢町
4日	岩殿山かがり火祭り	太月市
4・5日	第25回アヤメの里夏まつり	桶形町
4・5日	第85回河口湖湖上祭	河口湖町
4・5日	庭石祭り	大和村
5日	中富町ふるさと富士川まつり	中富町
5日	サマーフェスティバルinわかくさ	若草町
7日	神明の花火大会	市川大門町
7日	富士川サマーフェスティバルinまつは2001	増穂町
8日	忍野八海まつり	忍野村
10・11日	道志村水源の森国際音楽祭	道志村
12日	第10回駿沢町ふるさと夏まつり	駿沢町
13日	鳴沢ふれあい納涼まつり	鳴沢村
14日	第21回ふる里祭り	三富村
14日	第11回シルクの里納涼のタベ	豊富村
14日	第3回明野ふるさと納涼まつり	明野村
14日	第10回高根いきいきふるさと祭り	高根町
14日	大泉村ふるさと夏まつり	大泉村
14日	すずらん祭り	小淵沢町
14日	第15回武川村ふるさと祭り	武川村
14日	第8回玉穂ふるさと夏まつり	玉穂町
15日	三ツ峠ふるさと夏まつり2001	西桂町
15日	縄文のかがり火・夏まつりだINなかみち	中道町
15日	長坂町甲斐源氏時代祭	長坂町
15日	ふれあい白州夏まつり	白州町
15日	南部の火祭り	南部町
15日	第23回八田村ふるさと祭り鎌無川下り	八田村
15日	秋山ふるさと祭り	秋山村
15日	坊ヶ峯ふるさと祭り	境川村
16日	甲斐いちのみや大文字焼き	一宮町
16日	夏の武田の里まつり花火大会	韮崎市
16日	ふるさと竜王まつり	竜王町
19~21日	石和温泉まつり	石和町
23日	下黒駒石尊祭	鎌坂町
25・26日	長崎かかし祭り	八代町
26・27日	吉田の火祭り	富士吉田市

●9月

開催日	イベント名	開催地
1日	八朔祭り「大名列」	都留市
4・5・6日	山中明神安産祭り	山中湖村
15日	太陽の里穂坂名産まつり	韮崎市
16日	第17回巨峰の丘マラソン大会	牧丘町
19日	流鏑馬祭り	富士吉田市
23日	柳庄大式学問まつり	竜王町



富士吉田市
8月26日(日)・27日(月)

日本三大奇祭の一つに数えられる吉田の火祭りは、富士山のお山じまいを告げる祭りとして広く親しまれています。

二十六日の午後、北口本宮富士浅間神社での発奥式を終え、大神輿と、富士山を象った「お山さん」と呼ばれる御輿が街へ練り出していきます。夕闇が迫る頃、市内を巡った御輿が「御旅所」に到着すると、本通に並ぶ大たいまつに一

斎に火が放たれます。長さ二切にわたり燃え盛る火で街は炎の海と化し、祭りは一気に最高潮を迎えます。この大たいまつに合わせて、富士山の山小屋でも御神火が灯され、街と富士山が一体となつた祭りが深夜まで練り広げられます。

翌二十七日、御輿は上吉田の各町内を巡り、夕刻、氏子や参詣者が迎える中を再び神社へと戻ります。

その後、辺りは一転して厳肅な雰囲気に変わり、神事が厳かに執り行われて、祭りは終了となります。火祭りが終わると、富士山は一足早く秋の訪れを迎えます。

吉田の火祭り

市町村振興協会たより

平成13年度 (財)山梨県市町村振興協会事業概要

貸付事業

市町村振興宝くじ（通称サマーフィッシュボウル）の収益金を基金として積み立て、これを財源として市町村の一般単独事業及び災害対策事業を対象に次のとおり貸付事業を行います。

（平成13年3月31日現在
長期貸付残高6,246百万円）

●平成13年度貸付予定額

長期貸付額 9億円
短期貸付額 3億円

●貸付金の種類及び貸付条件

※長期貸付利率1.1%は平成12年度の実績

長期貸付利率は、政府資金の貸付利率以下の率で理事長が定める。

貸付対象	貸付条件	貸付利率	償還期間	償還方法
一般単独事業	長期貸付	年1.1%	12年以内 (うち据置期間2年以内)	元金均等 半年賦償還
	短期貸付	年0.7%	単年度	一括償還
災害復旧関係	長期貸付	年1.1%	12年以内 (うち据置期間2年以内)	元金均等 半年賦償還
	短期貸付	年0.7%	単年度	一括償還

交付事業

新市町村振興宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）の収益金を市町村へ交付金として配分します。

研修事業

■地方行財政セミナー

市町村が当面する行財政上の問題点や今後の課題、あるいは運営方法等についてセミナーを行います。

■市町村自治講演会

市町村長をはじめ幹部職員並びに市町村議會議員を対象に、地方自治をとりまく環境の変化に対応する地域振興の方策等について講演会を開催します。

■市町村職員先進施策調査研修

市町村職員を対象に、先進的な行財政施策を実施している市町村を、行政分野別に調査研修を行います。

研修事業に対する助成事業

■山梨県市町村職員研修所の研修事業への助成

■市長会、町村会、市議会議長会、町村議會議長会の研修事業への助成

■町村会の行う市町村職員海外研修事業への助成

■市町村職員中央研修所および全国市町村国際文化研修所の研修受講経費の助成

〈参考〉

平成12年度受講修了者数
市町村職員中央研修所 73名
(市35名、町村36名、他2名)
全国市町村国際文化研修所
25名 (市10名、町村15名)

市町村振興事業

■市町村等広域連携推進事業

市町村が連携して行う、広域行政、地域間交流・連携施策及び事務の共同化等に関する調査研究事業に対して助成をします。

■(財)地域活性化センター年会費の助成

活力あふれる個性豊かな地域社会を目指し、地域振興をサポートしている(財)地域活性化センターの市町村分の年会費を助成します。

■山梨県自治会館管理運営費の助成

山梨県自治会館管理運営費の市町村負担分の一部を助成します。

■県民の日記念行事推進事業

県民の日記念行事「64市町村ときめき広場」の設営経費及び参加市町村に助成します。

■ふるさと情報プラザリップルの利用助成

県内市町村の魅力、特性、ふるさとづくりなどの情報を首都圏において発信する「ふるさと情報プラザ」の利用料の市町村分を助成します。

資料及び情報の収集、提供

■「64市町村イベントごよみ」の発行

■市町村情報誌「やまなし・自治の風」の発行(年3回)

■「市町村への国県支出金の概要」の発行



はつらつ!! 市町村職員



はさか たいせん
保坂 太一さん
(柳形町)

柳形町に文化財主事として採用され、早くも2年目の春を迎えるました。

本町は多くの遺跡が知られ、小笠原流の発祥地であるなど非常に文化財があふれ、歴史の豊かさを物語っています。中でも国指定重要文化財である鎧物師屋遺跡の出土品は、世界中から注目され、今秋大英博物館に展示される予定です。

現在の発掘調査の殆どは、工事等によって破壊されてしまう遺跡の記録保存が主で、失われてゆく文化財を前に何ができるのか自問自答の日々です。太古からの歴史や伝統を断ち切ってしまうことの重大さを多くの方々に知っていただくとともに、未来へと伝えてゆくのは「今」を任された私たちの責任だと思っています。

たくさんの子供たちや町民の皆さんとともに郷土の豊かさを共有してゆき、未来へ残る新しい歴史も作っていきたいと思います。



A F T E R N O T E S



編集後記

小誌「自治の風」も、本年で発刊三年目を迎えた。

「三年目の浮気」という歌謡曲もあったが、新鮮みが感じられず飽きられないよう、編集部一同、一層の努力をしたいと思う。

それぞれのコーナーについても、見直しを行い、市町村の実情にあったホットな話題を追っていきたい。読者の皆様におかれても、どしどし小誌の編集方針等について御意見・御提案をいただければと思う。また、今回から、現在市町村における最大の課題である合併について、専用のコーナーを設け、折々の情報を提供していくこととしたので、参考としていただければ。

[山梨自治の風]

平成13年3月発行第6号 発行／(財)山梨県市町村振興協会 〒400-8587 甲府市美里1丁目15-35 TEL.055-237-3153 yamanashiymatos.or.jp
編集／山梨県電機部市町村課 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL.055-237-1111 shichoushi@pref.yamanashi.jp



サマージャンボ宝くじ

今年のサマージャンボ宝くじは、昨年に引き続き1等前後賞合わせて3億円とし、また、2等も1億円に引き上げ、1億円以上の当せん本数を昨年の2倍とするなど、宝くじファンのニーズに応えた賞金体系の見直しを行い、7月16日から8月3日まで発売をいたします。

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりに使われます。